

徳島県事前復興計画策定ガイドライン

【参考資料：事前復興計画ひな形】

令和7年3月

徳島県

表紙

POINT

- 計画の表題(サブタイトルも可)、作成年月、市町村名を記載する。

●●●市町村 事前復興計画

令和●年●月

〇〇市町村

POINT

- 徳島県事前復興計画策定ガイドラインや本資料を参考に、地域特性等を踏まえながら項目の分割や統合など、市町村の特性やとりまとめ方法に応じた構成とする。
- なお、本資料は、市町村の事前復興計画として、単独型(1冊の計画書としてとりまとめ)での作成を行った場合の例示であり、作成する計画に応じた構成を検討する。

徳島県事前復興計画策定ガイドライン
(以下、「ガイドライン」と言う。) P39, P46, P47, P63 参照

目次

はじめに.....	1
1. ○○市町村事前復興計画の位置付け.....	1
2. ○○市町村事前復興計画策定の目的.....	2
3. ○○市町村事前復興計画の構成.....	3
4. 想定する災害	4
第1編 復興ビジョン	5
第1章 対象区域の現状や課題	5
1. 計画の対象区域	5
2. 対象区域の概要	5
3. 対象区域の現状	6
4. 事前復興に関する住民意向.....	10
5. 事前復興の推進に向けた課題の整理.....	11
第2章 復興の基本理念、目標	12
1. 復興の基本理念	12
2. 復興の基本目標	12
3. 土地利用に関する基本方針.....	14
第3章 復興方針	20
1. 分野別の復興方針	20
第4章 復興体制	22
第5章 目標を実現するために必要な施策・事業.....	23
第2編 △△地域事前復興まちづくり.....	24
第1章 事前復興まちづくり計画の位置づけ等.....	24
第2章 対象区域の現状や課題	25
1. 計画の対象区域と概要	25

2. 対象区域の現状	25
3. 事前復興まちづくりに関する地域住民意向.....	26
4. 事前復興まちづくりの実現に向けた課題の整理.....	27
第3章 復興の基本理念、目標	29
1. 復興の基本理念、目標	29
2. 対象区域における復興まちづくりの方針.....	30
第4章 復興イメージ	32
1. 地域の具体的な復興パターン.....	32
2. 断面イメージ	32
第5章 目標を実現するために必要な施策・事業.....	37
第3編 復興プロセス	38
第1章 復興プロセスの概要	38
1. 復興プロセスの概要	38
2. 復興推進体制	39
第2章 復興プロセスの整理項目.....	42
第3章 復興へ向けた条件整備	43
1. 復興に関連する応急対策	43
2. 計画的復興へ向けた条件整備.....	44
第4章 復興へ向けた分野別の対策.....	45
1. すまいの再建	45
2. 暮らしの再建	46
3. 産業・経済の再建	47
4. 安全・安心な地域づくり	48
5. その他.....	48
第5章 事前復興として必要な施策・事業.....	49
第4編 復興事前準備	50
第1章 復興事前準備	50
第5編 計画の進捗管理	51
第1章 計画の進捗管理と定期的な見直し.....	51
第2章 大規模災害発生後の運用.....	52
参考資料.....	55

はじめに

1. ○○市町村事前復興計画の位置付け

自市町村における事前復興に関係する計画や既存の取組などを確認した上で、事前復興計画の位置づけを整理しましょう。

ガイドライン P37 参照

POINT

- 市町村の総合計画や都市計画マスタープラン、地域防災計画等の上位・関連計画における事前復興の位置づけを再確認する。
- 大規模災害が発生した際の復興計画の策定等に寄与するものであることを理解する。

【記載例】

○○市町村事前復興計画は、大規模災害発生後に「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、市町村が作成することができる「復興計画」の基礎となるものとして作成する。

総合計画や都市計画マスタープラン、地域防災計画といった上位計画との整合、様々な分野の関連計画との整合・連携を図る。

また、この計画は、住民や地域、事業者、関係機関、市町村等が、事前復興の推進を図るための指針となる。

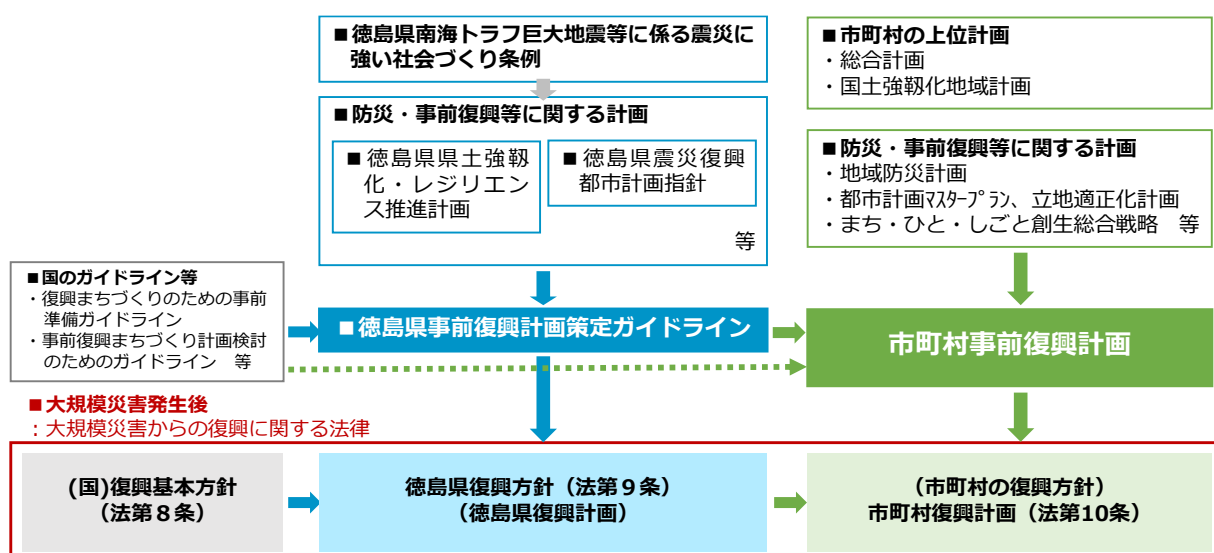


図 計画の位置づけ(作成事例)

2. ○○市町村事前復興計画策定の目的

事前復興計画の策定により期待される効果や市町村における固有の目的も踏まえて、計画策定の目的を整理しましょう。

ガイドライン P5, P8 参照

POINT

- 事前復興の推進により、迅速かつ適切な復興の備えや着実な事前準備が図られることを明確にする。

【記載例】

○○市町村では、南海トラフ巨大地震等により甚大な被害が想定されていることから、迅速かつ適切な復興まちづくりの実現を図るため、事前復興計画を策定する。

- ①復興までの期間短縮：事前復興計画を策定しておくことで、復興計画の早期作成が図られるとともに、円滑な復興事業の推進が図られる。
- ②創造的復興の実現：平時に復興後の姿等を検討しておくことで、より適切な復興の選択肢を検討することが可能となり、復興まちづくりの質の向上・適切化が図られる。
- ③平時における事前復興の推進：事前復興計画を策定しておくことで、平時から防災・減災対策との両立のもと事前復興の推進が図られ、地方創生や大規模災害時の被害軽減等に寄与する。

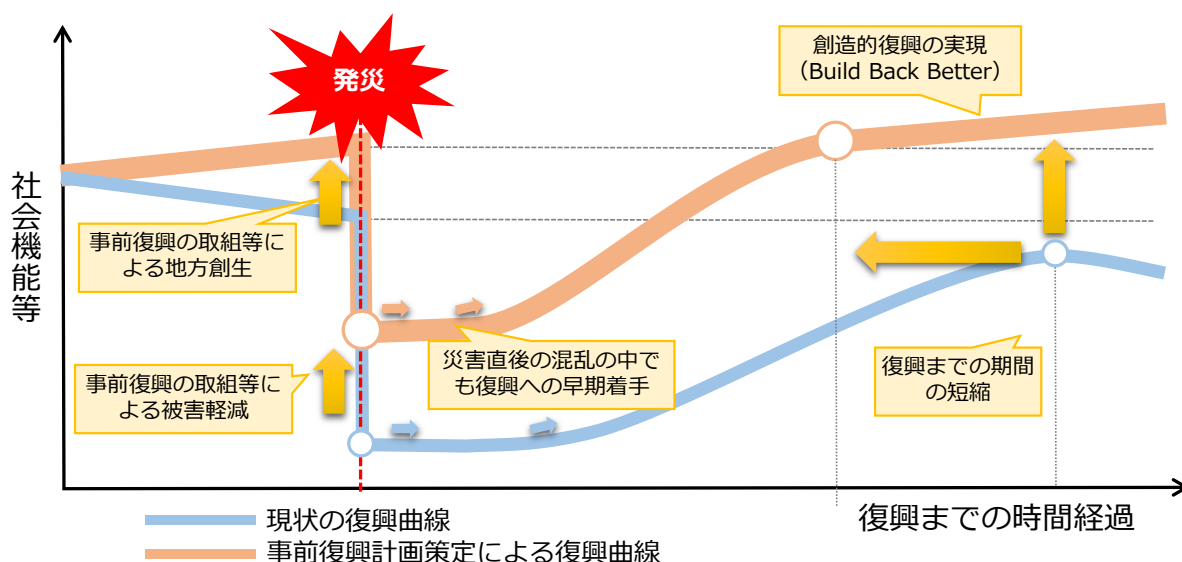


図 事前復興計画の策定による効果イメージ

3. ○○市町村事前復興計画の構成

市町村で作成する事前復興計画の構成(復興ビジョン、事前復興まちづくり計画、復興プロセス)を整理しましょう。

ガイドライン P6, P7 参照

POINT

- それぞれの構成の概要や大規模災害発生後の役割等をわかりやすく示す。
- 庁内の幅広い部署が関わりのある計画であることを明確にする。

【記載例】

○○市町村事前復興計画では、大規模災害後の速やかな復興の実現に向けた役割等を踏まえ、「復興ビジョン」、「事前復興まちづくり準備」、「復興プロセス」の3つの構成とする。

また、大規模災害発生後のまちの姿や復興の際の行動等の事前検討を通じて、事前復興の推進を図るための施策・事業等を「復興事前準備」としてとりまとめる。

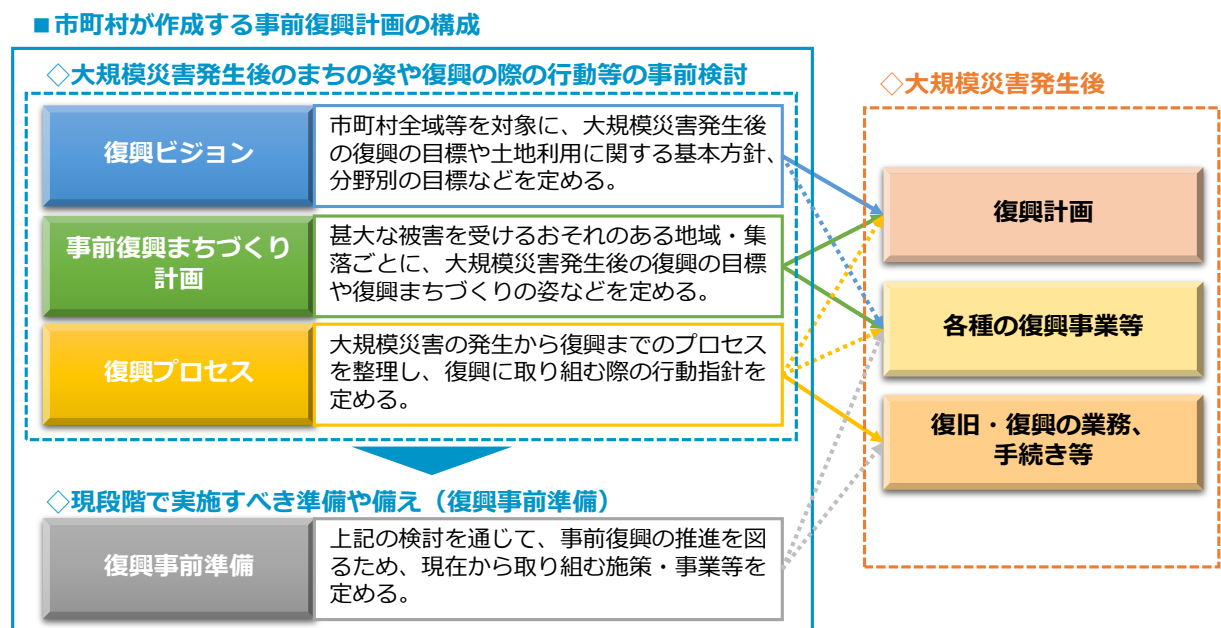


図 事前復興計画の構成

4. 想定する災害

市町村において想定される災害を確認し、対象とする災害を整理しましょう。

ガイドライン P48, P65 参照

POINT

- 甚大な被害をもたらすおそれのある「南海トラフ巨大地震」及び「中央構造線・活断層地震」による被害とあわせて、洪水・土砂災害等の想定される災害を確認する。
- 復興ビジョン、事前復興まちづくり計画、復興プロセスの各編で、想定する災害が異なる場合は、各編で整理することも検討する。

【記載例】

〇〇市町村では、南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震により、甚大な被害が想定されている。そのため、本計画では、「南海トラフ巨大地震」及び「中央構造線・活断層地震」を主な想定災害とする。

第1編 復興ビジョン

第1章 対象区域の現状や課題

1. 計画の対象区域

本計画の対象となる区域を示しましょう。

ガイドライン P48 参照

POINT

- 徳島県内では、広い範囲で「南海トラフ巨大地震」や「中央構造線・活断層地震」により、甚大な被害が想定されていることを踏まえ、市町村全域及び被災地域全体での検討が基本となる。
- 事前復興まちづくり計画については、大規模な被害が想定される地域・集落での検討として、地域の実情に応じた設定を行う。

【記載例】

〇〇市町村では、沿岸部での津波浸水被害をはじめ、市街地や各集落での建物倒壊や土砂災害等が想定されることから、行政区域全体を対象区域とする。

なお、事前復興まちづくり計画では、それぞれの地域の災害リスク等を踏まえて、以下の災害からの事前復興まちづくり計画を検討する。

△△地域 … 沿岸地域であり、地震による揺れ・津波による被害を想定

□□地域 … 市街地であり、地震による揺れ、液状化、火災による被害を想定

◇◇地域 … 離島であり、地震による揺れ・津波による被害とあわせて孤立を想定

※本ひな形の第2編は、一つの地域の「事前復興まちづくり計画」のとりまとめ方法を示したものであり、本記載箇所は複数地域の事前復興まちづくり計画を検討する際の例示である。

2. 対象区域の概要

対象区域の概要を記載しましょう。

【記載例】

〇〇市町村は、徳島県沿岸部に位置し、市街地と漁業集落から構成されるまちである。

3. 対象区域の現状

下記の項目を参考に、対象区域の現状を整理しましょう。

項目	整理項目(一例)
(1)すまいの再建	● 人口の状況 ● 将来推計人口 ● 土地利用状況
(2)暮らしの再建	● 公共施設(庁舎、防災拠点等)、医療、保健、福祉、教育施設等の立地状況 ● 公共交通(バス、鉄道、航路等)
(3)産業・経済の復興	● 産業(総生産、従業者数等) ● 漁港の立地状況
(4)安全・安心な地域づくり	● 各種災害リスク ● ハード・ソフト対策の整備状況

ガイドライン P48～50 参照

POINT

- 分野別(すまい、暮らし、産業・経済、安全・安心な地域など)に現状を整理する。
- グラフや図を作成し、視覚的にわかりやすく整理する。

次頁以降に、現状整理の一例を示します。

(1)人口の現状及び将来の見通し

POINT

- 災害がいつ起こるかわからないこと、また、人口減少・少子高齢化が進行するなかで復興の姿を検討する必要があり、人口の推移及び将来推計人口を整理する。

【参考】

- ・市町村の住民基本台帳、国勢調査
- ・将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所) 等

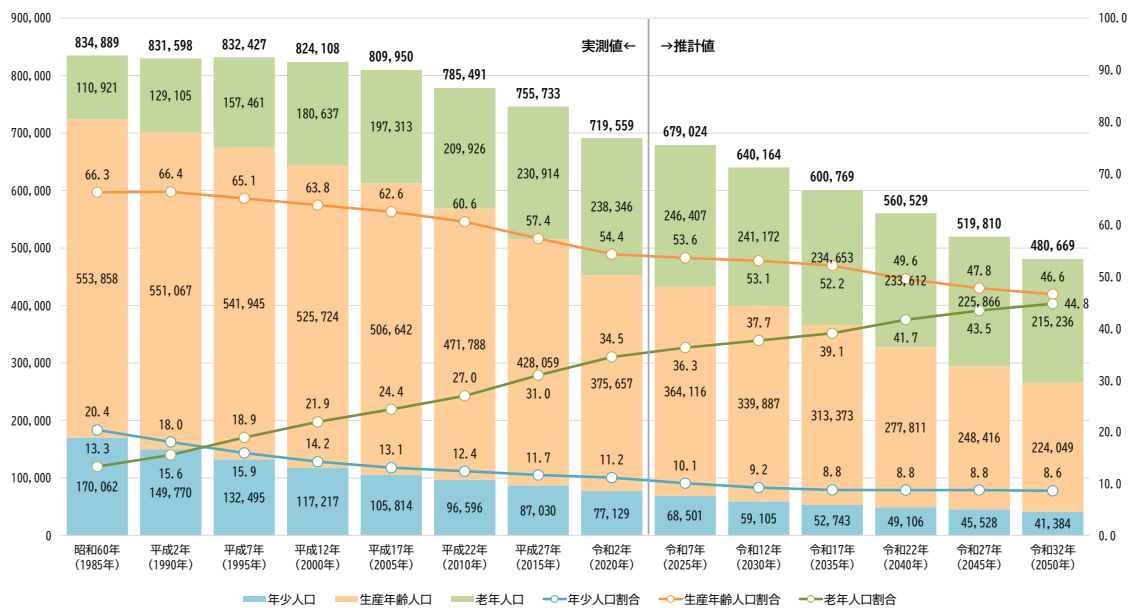


図 人口推移

出典:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

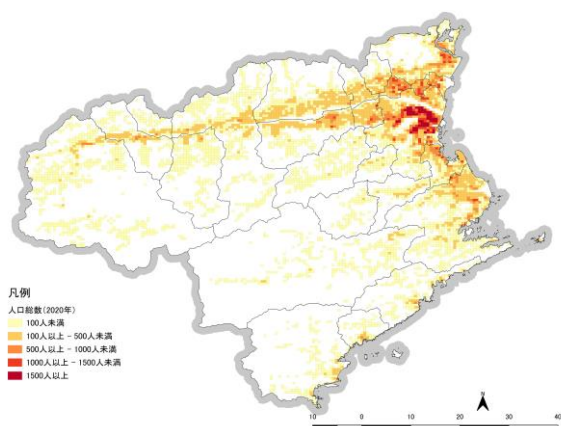


図 人口分布(2020年)

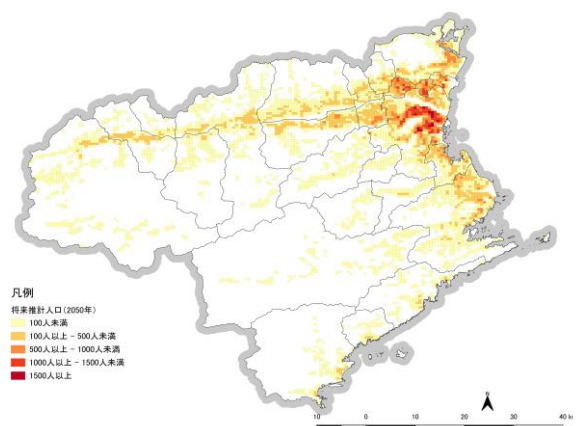


図 将来推計人口(2050年)

出典:国土数値情報

(2)産業

POINT

- 大規模災害発生後も地域を維持・継続していく上で、産業は重要な観点のひとつであり、産業の状況を整理する。

【参考】

- ・経済センサス
- ・国勢調査
- ・徳島県の統計情報

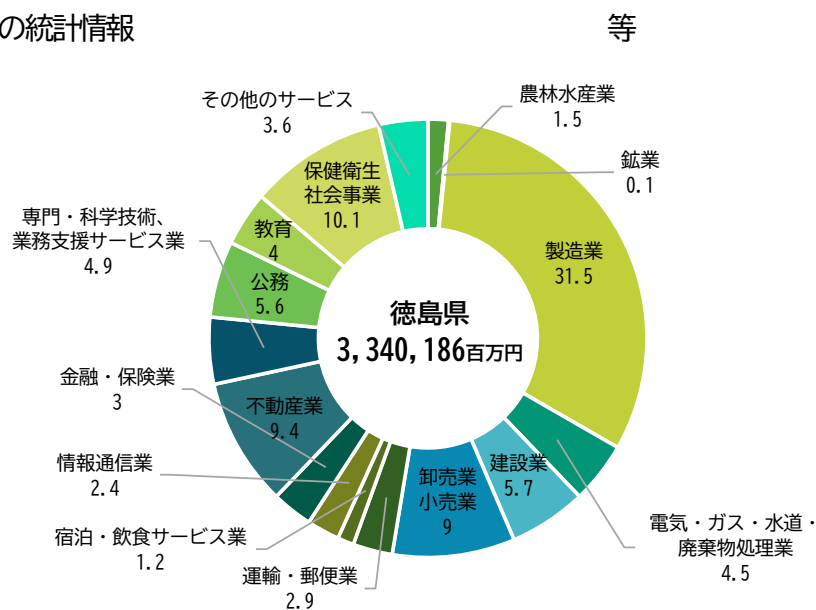


図 市町村内総生産(構成比)

出典:徳島県の統計情報(令和3年)

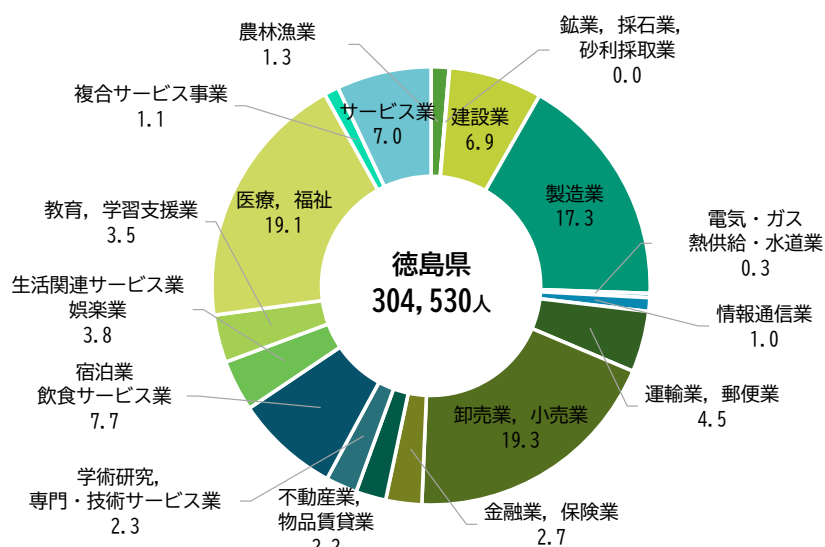


図 従業者数(構成比)

出典:徳島県の統計情報(令和3年)

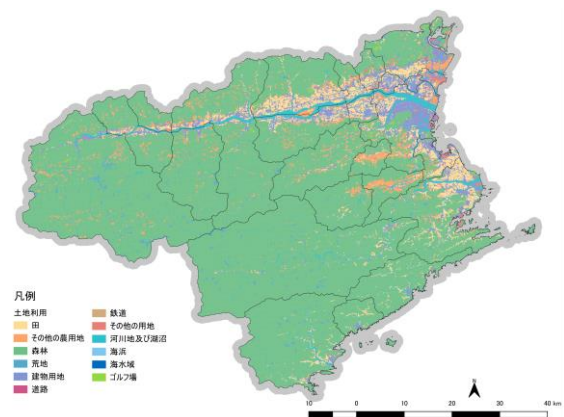
(3)土地利用

POINT

- 現状の土地利用状況とあわせて、都市計画マスタープラン等の将来のまちづくりの姿を検討している資料等も確認する。

【参考】

- ・国土数値情報
- ・都市計画基礎調査 等



(4)災害リスク

POINT

- 各種災害と人口・公共施設等の重ね合わせ図の作成等を行い、想定される被害を確認する。なお、沿岸 10 市町は、津波災害警戒区域と各種都市施設の重ね合わせ図の事例を作成(PDF 及び shp データとして提供)しているので、市町村の計画策定に活用していただきたい。
- 重なるハザードマップ(国土交通省、国土地理院)等を活用し、地域における災害リスクを整理する。

ガイドライン P9～15, P48 参照

【参考】

- ・各種災害
 - 津波災害警戒区域
 - 高潮浸水想定区域
 - 洪水浸水想定区域
 - 土砂災害(特別)警戒区域 等
- ・人口の分布状況
- ・公共施設等の災害時に重要な施設(進出活動拠点、行政庁舎など) 等

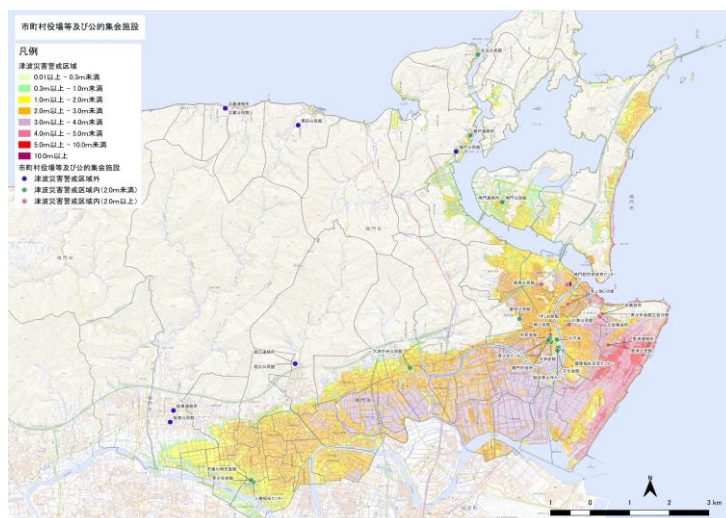


図 市町村役場等及び公的集会施設と津波災害警戒区域の重ね合わせ 出典:国土数値情報

4. 事前復興に関する住民意向

事前復興に関する住民アンケート調査等を行い、事前復興に関する住民意向を整理しましょう。

ガイドライン P43, P44 参照

POINT

- 住民の事前復興に関するアンケート調査等を行うことで、大規模災害が発生した後のすまいの場などを考えていただく機会となる。

【記載例】

(1) 「すまいの再建の場所」に関する住民の要望

現在の居住地の近くが半数、市内他地域が2割となっている。

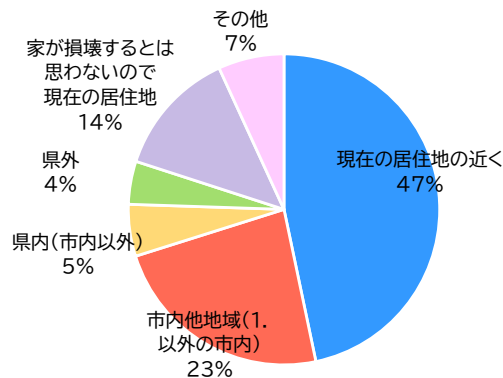


図 すまいを再建する場所の想定

(2) 「すまいの再建」の場所を選択する理由

安全性が高く、現在の居住地に近い場所が望まれている。

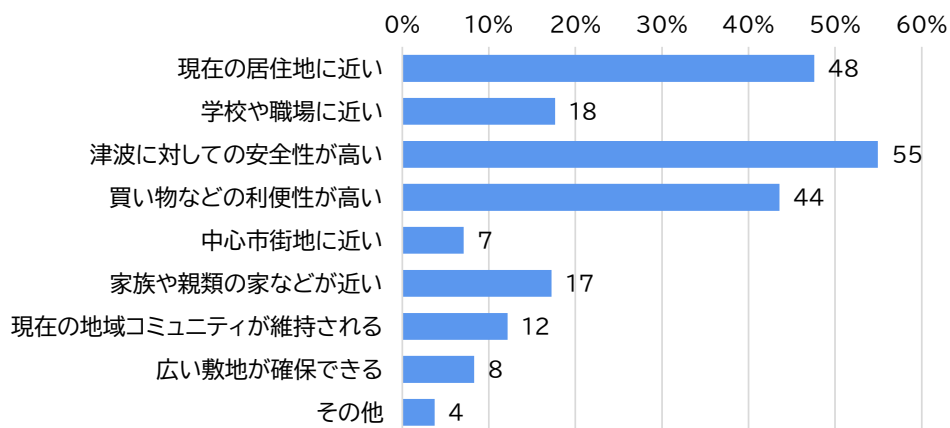


図 すまいの再建場所を選択する理由

5. 事前復興の推進に向けた課題の整理

「2. 対象区域の現状」や「3. 事前復興に関する住民意向」等を踏まえ、事前復興の推進に向けた課題を整理しましょう。

ガイドライン P50 参照

POINT

- 現状の課題及び大規模災害が発生した際に想定される課題の視点で検討する。

【記載例】

現状整理を踏まえて、〇〇市町村における事前復興の推進に向けた課題を以下のように整理する。

項目	課題の整理（一例）
(1) すまいの再建	● 甚大な被害を受けることが想定される中で、再度の被害を受けない安全なすまいの確保が必要となる。 ● 大規模災害後の人口流出等を抑えるため、切れ目のないすまい（応急仮設住宅、再建の支援、災害公営住宅等）の確保が必要となる。 ● 人口および将来推計人口を確認し、被災後のまちづくりとして、コンパクトなまち（集落の集約など）の検討が重要である。
(2) 暮らしの再建	● 大規模災害が発生したとしても、公的サービス（医療、保健、福祉、子育て、教育等）の維持・継続を図ることが必要となる。 ● 被災者の暮らしを支えるため、雇用の維持や経済的支援等の切れ目のない支援が必要となる。 ● 地域のコミュニティの維持を図るなど、地域社会の維持・再生・育成に取り組むことが必要となる。
(3) 産業・経済の復興	● 復興後も地域が維持・継続していく上で、産業は重要な観点のひとつである。被災した事業者への適切な支援など、地域産業の維持・発展に向けた検討が重要である。 ● 津波によって甚大な被害が想定される漁業集落では、生業とすまいが一体となった再建の視点が重要となる。
(4) 安全・安心な地域づくり	● 人口減少、高齢化が進行していく中での、過大な基盤整備とならないように、適切な規模での市街地整備や公共施設整備等が重要となる。 ● 再度の被害を受けないため、公共土木施設等の復旧・整備、社会基盤施設の復興等の条件整備の検討が重要となる。
(5) その他	● （市町村独自の特徴的な事前復興まちづくりに向けた課題）

第2章 復興の基本理念、目標

1. 復興の基本理念

大規模災害が発生した後の復興の基本理念を検討しましょう。

ガイドライン P51, P52 参照

POINT

- 総合計画や都市計画マスタープラン等の上位・関連計画に位置付けている基本理念等を参考に検討する。
- 住民意向(アンケート調査、地域ワークショップ等)、各種委員会の意見を踏まえて検討する。
- 大規模災害が発生して、壊滅的な被害を受ける可能性を踏まえた上で、復興をイメージさせる力強いフレーズを検討する。

【記載例】

いかなる大規模災害が発生しようとも、「住民の生命・財産」を守り抜くため、

未来に引き継げる「災害に強いとくしま」の実現

を事前復興の基本理念とする。

2. 復興の基本目標

分野別(すまい、暮らし、安全・安心な地域、産業・経済など)の基本目標を記載しましょう。

ガイドライン P51, P58～61 参照

POINT

- 住民意向(アンケート調査、地域ワークショップ等)、各種委員会の意見を踏まえて検討する。
- 「すまいの再建」、「暮らしの再建」、「産業・経済の復興」、「安全・安心な地域づくり」の4つの柱を基本に、市町村の実情に応じた追加等を行う。

【記載例】

基本理念として掲げた「未来に引き継げる「災害に強いとくしま」の実現」に向け、以下の4つの基本目標を掲げる。

（１）すまいの再建

大規模災害が発生したとしても、住み続けたいまちとして選ばれるため、災害発生から復興までの段階に応じた適切なすまいの確保を図る。

そのため、応急仮設住宅等の「緊急の住宅確保」、公営住宅の供給や再建等の「恒久住宅の供給・再建」等について、住民の意向を踏まえながら適切な対策に取り組む。

（２）暮らしの再建

大規模災害が発生したとしても、日々の生活を取り戻し、県民一人ひとりが暮らしやすいまちづくりの実現を目指す。

そのため、被災者の生活を支えるための「雇用の維持・確保」や「被災者への経済的支援」に取り組むとともに、医療、保健、福祉、子育て、教育等の「公的サービス等の回復」を速やかに図る。また、地域コミュニティや地域対応力の充実・強化として、「地域社会の維持・再生・育成」に取り組む。

（３）産業・経済の復興

まちを再建し、そこで住み続けるためには、「働く場がある」ことが重要であり、早期の産業・経済の再生を目指す。特に、応急期（仮すまい期）になると、応急仮設住宅の入居者においても光熱費や食費などは自己負担となり、自立の生活が求められる。地域での就業機会が回復できなければ被災者の流出を招くおそれがあることから、被災者の雇用を早期に回復し、収入機会の確保を図る。

また、すまいと生業が密接した農林漁業については、担い手不足等の現在抱えている課題も踏まえつつ、持続可能な産業基盤の再建等を図る。

そのため、被災事業者の再建のための「情報収集・提供・相談」に取り組み、再建資金の貸付や産業基盤の再建等を通じて「中小企業の再建」や「農林漁業の再建」を促す。

（４）安全・安心な地域づくり

将来にわたって、被害を繰り返すことのない、人命を守ることを最優先としたまちの姿を実現する。

そのため、災害復旧や土砂災害対策等の「公共土木施設等の災害復旧」や、道路・ライフライン施設等の「社会基盤施設の復興」を速やかに進めるとともに、県民の命を守るための「安全・安心な市街地・公共施設整備」に取り組む。

3. 土地利用に関する基本方針

(1) 復興まちづくりの都市構造

「現状、将来の都市構造」や「被災直後のまちの状況」の整理を踏まえた上で、「応急期の都市構造」と「復興期の都市構造図」(以下、検討のイメージ)を作成しましょう。

ガイドライン P53～57 参照

POINT

- 現況および将来都市構造とあわせて、被害を想定した上で、新たなまちづくりの視点を持って検討する。
- 復興まちづくりの都市構造として、「復興期」とあわせて「応急期」の検討を行うことが望まれる。
- 応急期、復興期のまちの姿を並行して検討することで、「復興の際のすまいの再建」と「応急仮設住宅の建設候補地」の重複等が生じないことを確認する。

STEP1: 現状、将来の都市構造

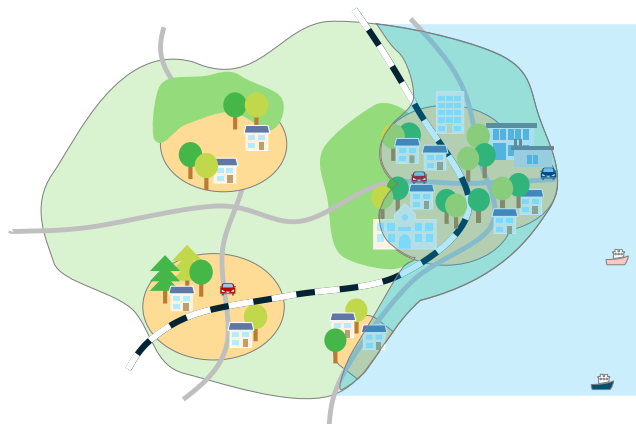
現況にて整理した、土地利用状況や今後の土地利用方針(以下計画などを参照)を確認

- 現況の土地利用図
- 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画



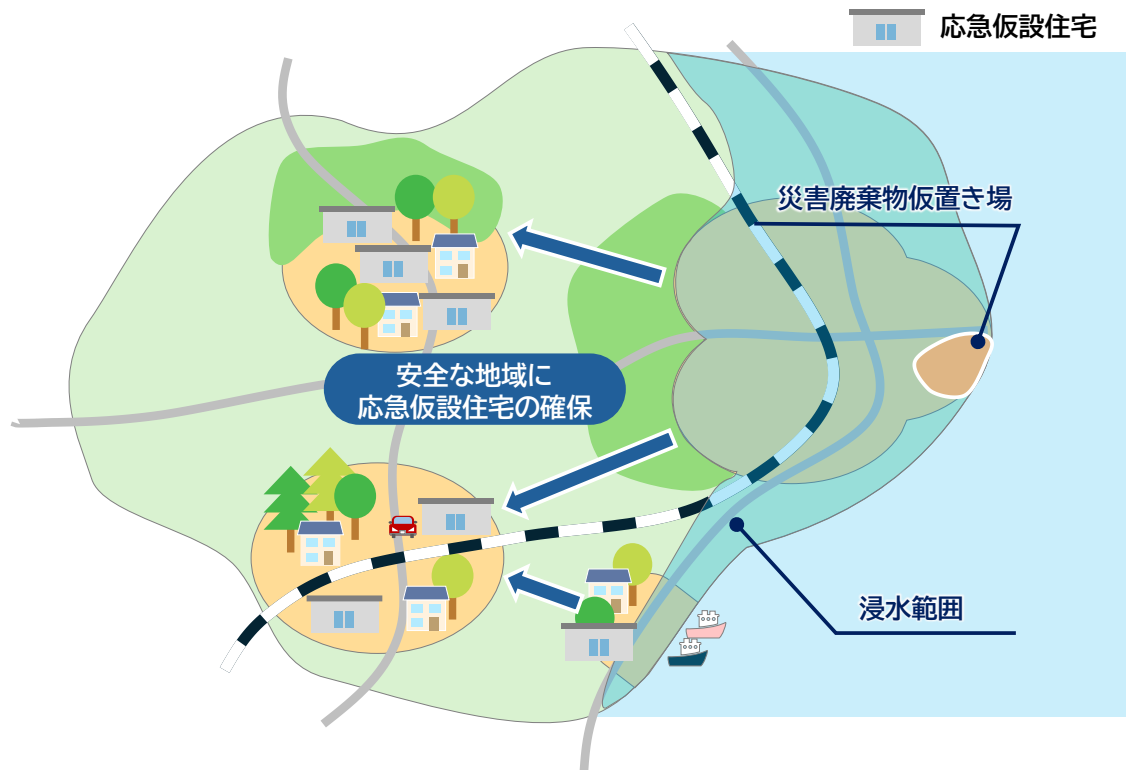
STEP2: 被災直後のまちの状況

想定される被害として、主要な公共施設や産業基盤等の被災状況を確認
必要に応じて、課題の整理に反映
➤ 津波浸水想定と都市施設等の重ね合わせ図



STEP3-1:応急期の都市構造

津波で甚大な被害を受けることが想定される地域では、地域内周辺の安全な場所での応急仮設住宅の確保を行うとともに、商業・業務、公共施設等の機能維持を検討

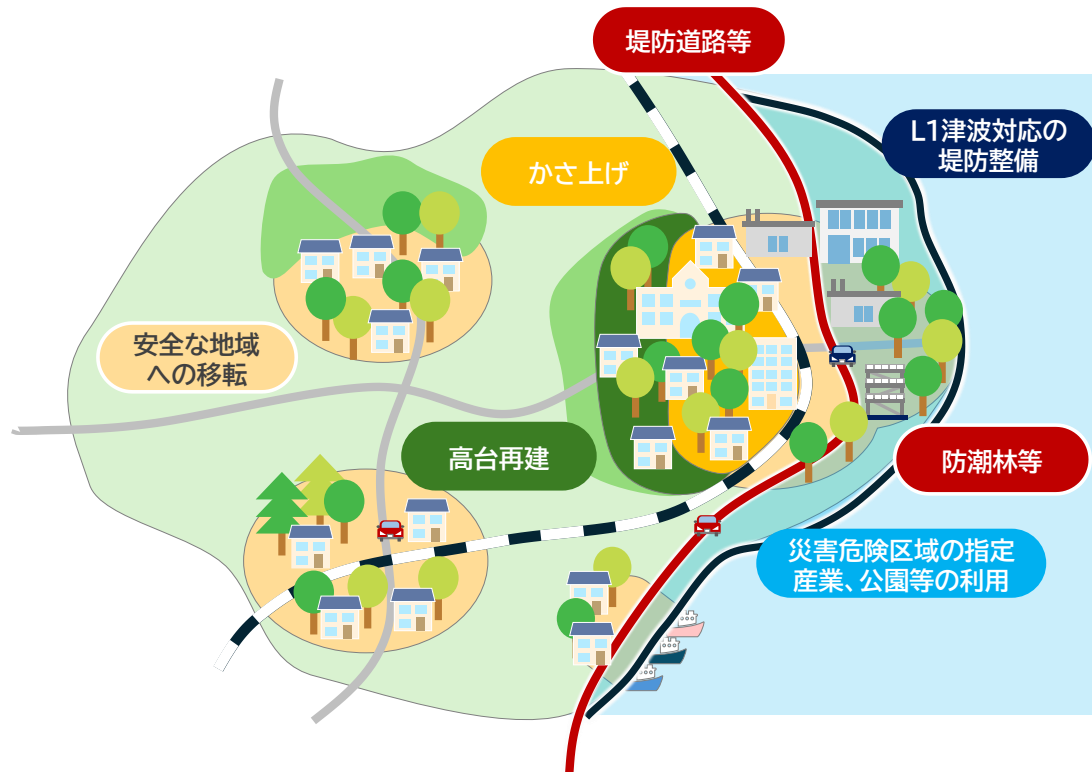


(主な検討の視点)

- ・安全な住民のすまい、生活に必要な機能の確保
- ・災害廃棄物仮置き場等の土地を確保
- ・公有地だけで応急仮設住宅の確保が困難な場合は、民有地の活用を検討
- ・自市町村だけで対応が困難な場合は、周辺市町村との連携等を検討
- ・道路や鉄道等の再建の在り方も含めた検討 等

STEP3-2:復興期の都市構造

安全な生活の場の確保に限らず、地域が今後も持続的に発展を図っていくことができる都市構造の検討



(主な検討の視点)

- ・堤防や堤防道路の整備、防潮林の確保等の多重防衛により安全なすまいの確保を基本
 - ・応急期に地区外・市町村外に流出したとしても、復興期に戻ってくる視点が必要
 - ・人口減少・高齢化が進む中で、適正な復興の規模・手法、コンパクトなまちづくりを検討
 - ・復興のすまいの場や公共施設の配置等を踏まえた道路や公共交通の再編を検討
 - ・商業・工業、業務地等の復興の場を検討
 - ・すまいと生業が密接な漁業の復興のあり方を検討
 - ・災害危険区域として指定した区域の活用方策の検討
- 等

【記載例】

(1) 応急期の都市構造

応急期では、津波により甚大な被害を受けた地域から、安全な内陸部の地域へ、すまいや公共施設、産業等の機能移転を行う。

	項目	基本方針（一例）
拠点	中心拠点	● ○○市町村の中心拠点である●●地域で甚大な被害が発生した際には、■●地域で中心拠点としての機能確保を図る。
	生活拠点	● ○○市町村の生活拠点である▲▲地域等では、被災を受けていない範囲での住民の生活の維持等を図る。
	復興支援拠点	● 沿岸部で被災を受けた住民の仮すまいの場として、△△地域等で応急仮設住宅や仮設店舗、行政施設等の確保を図る。
エリア	市街地	● 津波による被害の状況によっては、市街地としての機能喪失する可能性があり、■●地域や◇◇地域等の市街地での都市機能等の確保を図る。
	沿岸部	● 津波による被害の状況によっては、応急期は他地域での生活を強いられる可能性があることを踏まえながら、集落等の維持を図る。
	中山間	● 持続的な集落等としての復興を図る ● 家屋倒壊や土砂災害等による被害が発生した際には、持続的な集落等としての復興を図る。 ● 津波に対して安全な地域として、甚大な被害を受けた集落等の住民の受入等を図る。
ネットワーク	道路・公共交通	● 復旧・復興の取組や住民生活・産業活動等を支える幹線道路の早期復旧を図る。 ● 各地域・集落の応急期における暮らしを支える公共交通の確保を図る。

※基本方針とあわせて「STEP3-1：応急期の都市構造」等を参考にゾーニング図等を作成する。

(2) 復興期の都市構造

復興期では、安全なすまいの確保とあわせて、公共施設や産業施設等の再建を促し、持続発展するまちの姿の実現を図る。

	項目	基本方針（一例）
拠点	中心拠点	● ○○市町村の中心拠点として、都市機能や商業機能等の再建を図る。 ● 一時的に他地域での仮すまいを行っていた住民が戻ってくるための安全・安心なすまいを確保する。
	生活拠点	● 安全・安心なすまいの場の確保とあわせて、各種都市機能の再建を図る。
エリア	市街地	● ○○市町村のにぎわいや魅力の再建を図るため、商業・業務機能等の再建を促す。
	沿岸部	● 人口減少や一次産業の担い手不足等の課題を踏まえつつ、適切な規模での集落等の再建を図る。
	中山間	● 家屋倒壊や土砂災害等による被害が発生した際には、持続的な集落等としての復興を図る。
ネットワーク	道路・公共交通	● 復興まちづくりに応じた道路・公共交通ネットワークの形成を図る。

※基本方針とあわせて「STEP3-2：復興期の都市構造」等を参考にゾーニング図等を作成する。

(2)居住エリア設定の考え方

命を守ることを最優先とした安全・安心なすまいの確保に向けた考え方を整理しましょう。

ガイドライン P24, P26, P58 参照

POINT

- すまいの再建は、安全の確保を前提に検討する。
- ただし、徳島県の地形特性や被害想定等から、全ての災害リスクを回避することは困難であり、確実な避難の確保などを前提に、災害リスクの許容に関する住民合意の方法等を検討する。

【記載例】

■安全・安心なすまいの確保

命を守ることを最優先とした安全・安心なすまいの確保に向け、津波による浸水被害が想定される地域においては、基本的には、現地でのかさ上げ、高台や災害リスクのない地域等への移転を検討する。

■居住の制限

将来にわたって安全なすまいの確保を図るため、津波によって被害を受けることが想定される区域は、災害危険区域の指定等により住居の用に供する建築物の制限の実施を検討する。

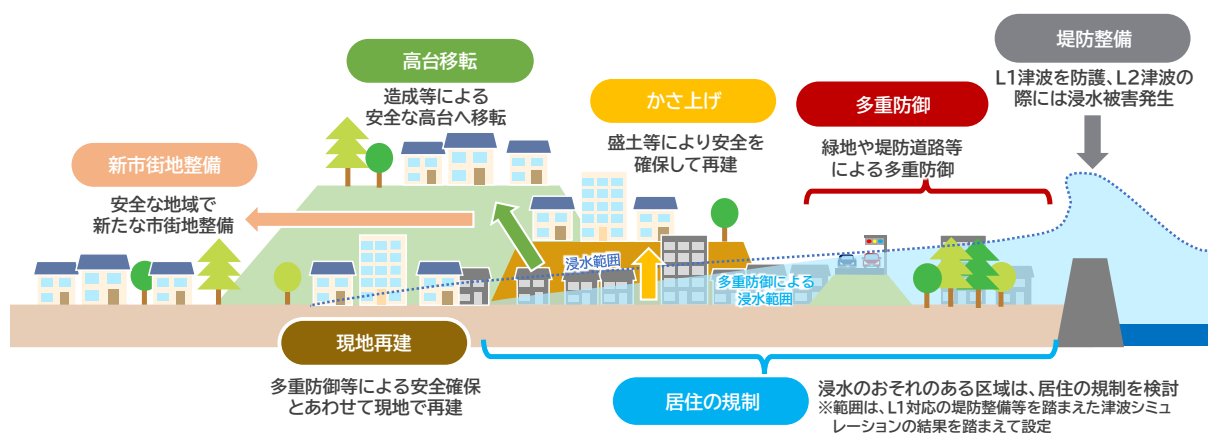


図 土地利用の基本的な考え方

第3章 復興方針

1. 分野別の復興方針

基本目標に基づく施策体系を検討し、分野別の復興方針を記載しましょう。

ガイドライン P58～61 参照

POINT

- 事前復興まちづくりは、多岐にわたる計画であることから、関連計画との整合を図りながら復興方針を整理する。
- 庁内関係課に、関係する項目の検討や確認を依頼するなど、全庁的な取組となるよう工夫を行う。
- 体系図等を作成し、住民にとってもわかりやすい整理を行う。

【記載例】

(1) 分野別の復興方針

分野別の復興方針として、以下の4つの視点から整理する。

項目		復興方針（一例）
(1) すまいの再建		
	応急的な住宅の確保	● 応急仮設住宅の建設候補地として、公園や広場、学校跡地等の公有地を確保する。 ● 公有地で不足する際は、民有地の活用や周辺市町村・県との連携を図る。
	安全の確保を前提とした恒久的な住宅再建	● 高台移転やかさ上げ等により、再度の被害を受けない安全なすまいの確保を図る。 ● 沿岸部の小規模な集落については、安全なすまいの場への集約も視野に入れ、コンパクトなまちを実現する。
(2) 暮らしの再建		
	切れ目のない被災者支援	● 災害発生から復興までの期間、被災者への経済的な支援をはじめ、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援に努める。
	保健・医療・福祉サービスの維持・再建	● 保健・医療・福祉サービスは、大規模災害において施設等が被災したとしても、サービスの継続が図られるよう取り組む。
	子育て・教育環境の維持・再建	● 大規模災害において子育て・教育施設等が被災したとしても、早期の子育て・教育の再開が図られるよう取り組む。

項目		復興方針（一例）
（３）産業・経済の復興		
	被災事業者の適切な支援	● ○○市町村で住み続けるためには、働く場があることが重要であり、既存の企業の再建や新たな雇用創出等を図る。
	商工業の再建	● すまいの再建の場等を踏まえながら、商店街等の再建や復興時のにぎわい拠点の形成を図る。 ● 仮設の事業所の確保や物流ルートの早期復旧等、産業活動の維持に向けた支援に努める。
	一次産業の再建	● ○○市町村の基幹産業である一次産業を守るため、農地・樹園地、漁港・関連施設の早期復旧・復興を図る。 ● 担い手不足等の課題の解消につながる魅力的な産業への転換の支援に努める。
（４）安全・安心な地域づくり		
	公共土木施設の早期復旧・復興	● L1津波に対応した防潮堤等の整備を図るとともに、多重防御によるまちづくりを実現する。
	ライフラインの早期復旧・復興	● 水道や下水道、電気、ガス・電話等のライフラインは、市民生活や産業活動を支える重要な基盤であり、関係機関との連携のもと早期復旧・復興に努める。
	各地区の復興まちづくりの推進	※ 事前復興まちづくり計画の検討と整合を図った整理を行う。
（５）その他		※ 市町村の特性等に応じた復興方針の作成を検討する。

第4章 復興体制

復興体制として、想定される庁内体制、関係機関や団体等を整理しましょう。

ガイドライン P62 参照

POINT

- 復興の推進に当たっては、多様な主体の参画が必要であり、地域住民や各種団体、事業者等の協働による推進体制を整理する。
- 「第3編 復興プロセス 第1章 3. 復興推進体制」の検討とあわせて、まとめて整理を行うことも考えられる。

【記載例】

復興等に係る業務を効率的に実施していくため、庁内で「〇〇市町村復興対策本部」を設置するとともに、関係機関等との連携体制を構築する。

区分	概要
庁内体制	・復興に係る業務等を効率的に実施する庁内体制として「(仮称) 復興対策本部」の設置 ※「第3編 復興プロセス 第1章 3. 復興推進体制」に構成の一例を提示
(仮称) 復興まちづくり協議会	・地域住民、事業者、自治会、自主防災組織、まちづくり協議会等から構成される地域の代表組織
国、県	・各種の復旧・復興事業等における連携
防災関係機関	・各種の復旧・復興事業等における連携
地域・住民	・自治会等の代表者の参画を促し、復興に関する地域の意向等の反映
大学、専門家	・大学や専門家（建築士、土地家屋調査士、土地区画整理士等）との様々な分野での連携
中間支援組織等	・被災者支援等における連携
ボランティア・NPO 等	・被災者支援等における連携
...	

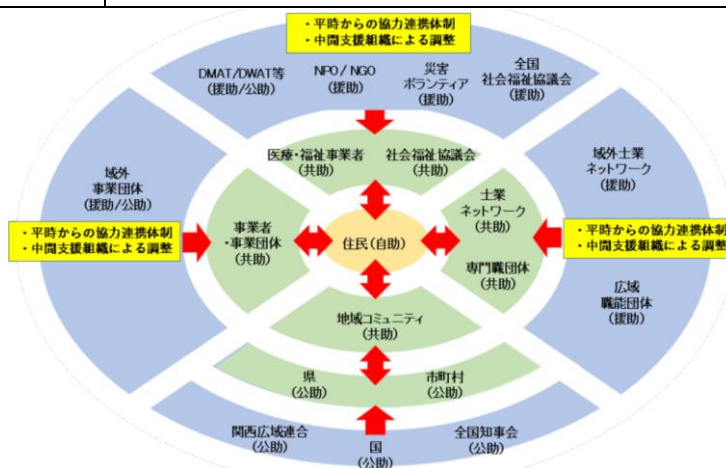


図 復興におけるそれぞれの主体と外部支援者等との関係イメージ

第5章 目標を実現するために必要な施策・事業

復興ビジョンの検討を通じて、復興事前準備として取り組むべき施策・事業を整理しましょう。

ガイドライン P62, P97～104 参照

POINT

- 大規模災害からの迅速な復旧や、着実な復興には、被災後の取組はもとより、平時における事前の準備や実践が極めて重要である。復興プロセスの検討を通じて、今、できることを検討し、復興事前準備(ハード・ソフト)について整理する。
- 取組内容については、短期、中期、長期の目標を設定することで、計画的な推進を図る。
- 事前復興まちづくりや復興プロセスの検討を通じて、まとめて整理を行うことも考えられる。

【記載例】

復興事前準備として、以下のような施策・事業の推進を図る。

①事前の体制づくり

- ・庁内体制
- ・受援体制
- ・大学等との連携
- ・住民（広域避難者等を含む）の意向把握方法

①すまいの再建

- ・廃棄物仮置場等の事前検討
- ・応急仮設住宅の建設候補地の確保
- ・応急住宅として活用可能な公営住宅の空家状況等の把握

②暮らしの再建

- ・迅速なり災証明の発行等に向けた訓練
- ・医療・保健、福祉、子育て・教育施設等の被災リスクの整理と代替機能の確保に向けた事前検討

③産業・経済の復興

- ・仮設工場用地などとして活用可能な土地の確認
- ・グループ補助金等の被災者支援策の事前の確認

④安全・安心づくり

- ・被害軽減対策の推進
- ・地籍調査の推進
- ・災害リスクの少ない地域で活用可能な空家・空地等の確認
- ・津波被害のおそれのない安全な土地の積極的な活用

第2編 △△地域事前復興まちづくり

第1章 事前復興まちづくり計画の位置づけ等

行政区域全体を対象とした「復興ビジョン」を踏まえながら、地域のより具体的な計画として作成することを明確にしましょう。

ガイドライン P6, P7, P63 参照

POINT

- 大規模な被害が想定される地域や集落レベルを対象とした具体的な計画として作成するものであることを明確にする。
- 複数の地域で事前復興まちづくり計画を検討した場合は、別に章立てを行う、又は、別冊で整理する方法を検討する。
- 大規模な被害が想定される地域や集落レベルが複数ある市町村では、今後、それらの地域も検討を進めていくことを示す。

【記載例】

△△地域事前復興まちづくり計画は、復興ビジョンに基づき、南海トラフ巨大地震等により甚大な被害が想定されている△△地域における迅速かつ適切な復興まちづくりの備えとして作成するものである。

なお、事前復興まちづくり計画は、甚大な被害が想定される地域において、被災後のまちづくりを事前に検討するものとして作成するものであり、他の地域においても必要な計画である。そのため、△△地域事前復興まちづくり計画の作成は、モデル的な取組として、他地域にも展開を図っていくものとする。

第2章 対象区域の現状や課題

1. 計画の対象区域と概要

市町村における災害ハザードエリアや被害想定等を確認し、本計画の対象となる区域を示しましょう。

また、対象区域の概要を記載しましょう。

ガイドライン P64 参照

POINT

- 大規模な被害が想定される地域や集落レベルを基本とする。

【記載例】

△△地域事前復興まちづくり計画は、南海トラフ巨大地震に伴う津波によって甚大な被害が想定されている△△地域を対象区域とする。

△△地域は、〇〇市町村の沿岸部に位置する漁業集落で、人口約■人の地域である。

過去に、南海トラフを震源域とする地震に伴う津波により甚大な被害を受けた経験を有しており、住民の危機意識は高い。

2. 対象区域の現状

下記の項目を参考に、対象区域の現状を整理しましょう。

項目	検討項目(案)
(1)すまいの再建	● 人口の状況 ● 将来推計人口 ● 土地利用状況
(2)暮らしの再建	● 公共施設(庁舎、防災拠点等)、医療、保健、福祉、教育施設等の立地状況 ● 公共交通(バス、鉄道、航路等)
(3)産業・経済の復興	● 商工業施設、漁港の立地状況 ● 地域の特徴的な資源
(4)安全・安心な地域づくり	● 各種災害リスク ● ハード・ソフト対策の整備状況
(5)地域の資源	● 地域ワークショップ等から地域住民が愛着を持っている資源

ガイドライン P65, P66 参照

POINT

- 「第1編 復興ビジョン 第2章 事前復興の推進に向けた現状と課題」での整理を踏まえながら、対象区域で特筆すべき事項等を整理する。
- 復興ビジョンで行政区域全体の整理を行い、事前復興まちづくり計画では、地域の特徴等に応じた地域の具体的な課題を検討するための分析等を行う。

3. 事前復興まちづくりに関する地域住民意向

事前復興に関する地域ワークショップ等を行い、事前復興に関する住民意向を整理しましょう。

ガイドライン P43, P45 参照

POINT

- 地域における具体的な復興まちづくりの姿の検討に当たっては、地域住民の意向を踏まえながら検討を行う。

【記載例】

(1) 災害発生から復興までのすまいの場の意向

大規模災害発生後の「避難生活」、「応急期」、「復興期」のそれぞれにおける住まいの場の「希望する場所」と「現実的に考えた場合の場所」を聞くと、「希望」としては全ての期間で『地区内』を望んでいるが、「現実」では、応急期や復興期は『地区外』になるという意向が高い。

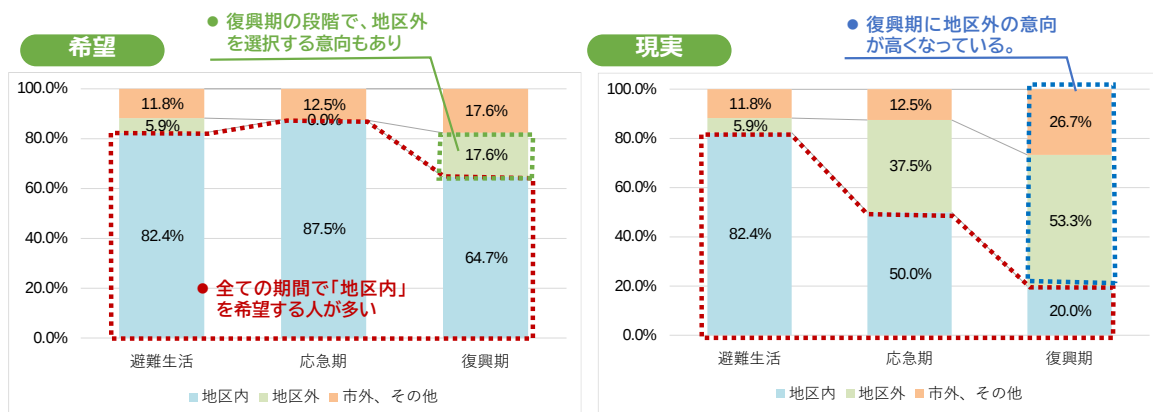


図 地域ワークショップ参加者の避難生活から復興期までのすまいの場に関する意向

(2) 応急期と復興期のまちのイメージ

応急期は、■■地域に住まいや都市機能等を一時的に確保し、復興期には、△△地域のにぎわいを取り戻すまちづくりを想定する。

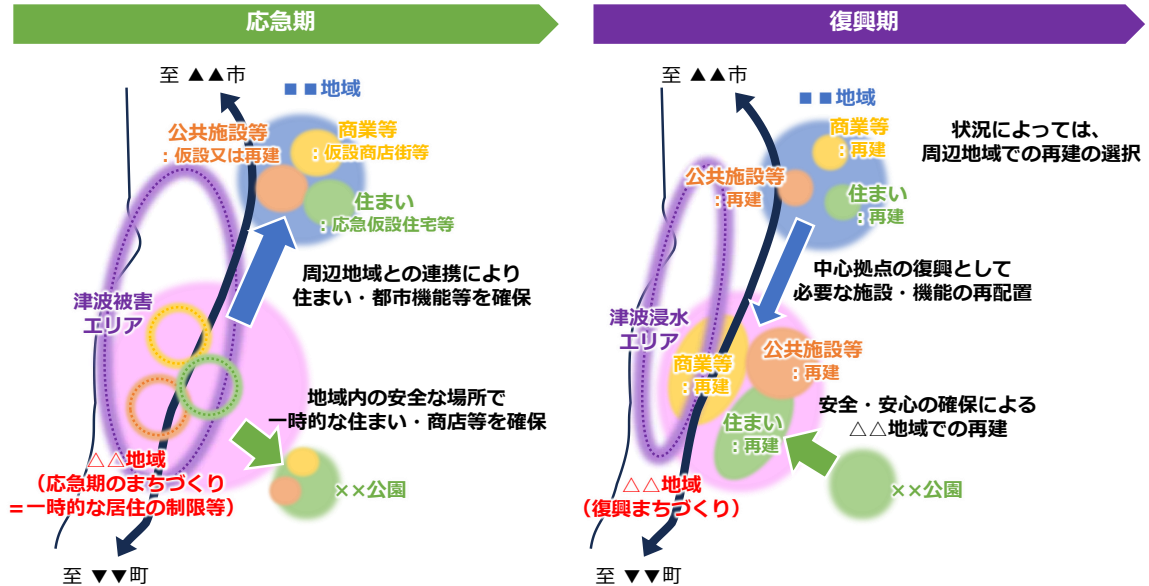


図 地域住民の意向を踏まえた応急期と復興期のイメージ

4. 事前復興まちづくりの実現に向けた課題の整理

「2. 対象区域の現状」や「3. 事前復興に関する地域住民の意向」等を踏まえた課題を整理しましょう。

復興ビジョンで整理した課題を踏まえながら、対象区域での具体的な課題の整理を行いましょう。

ガイドライン P65, P66 参照

POINT

- 現状の整理等を踏まえ、事前復興まちづくりの実現における課題を整理する。

【記載例】

現状整理や地域住民の意向等を踏まえて、△△地域における事前復興の推進に向けた課題を以下のように整理する。

項目	課題の整理（一例）
（１）すまいの再建	● 対象区域の広範囲に津波浸水想定区域が広がり、安全なすまいの確保には、高台移転やかさ上げ等が必要となる。 ● 応急仮設住宅の適地が限られており、地域内では不足する事態が想定される。他地域での応急期の暮らしを想定することが必要となる。 ● 人口減少傾向が顕著であり、復興まちづくりにおいては、沿岸部に位置する集落の集約等を検討する必要がある。
（２）暮らしの再建	● 対象区域内にある〇〇病院や〇〇福祉施設等が甚大な被害を受ける可能性がある。病院や福祉施設等は、地域の再建のために不可欠であり、早期の復旧・復興を図ることが必要である。 ● 人口減少・高齢化が進む中で、地域コミュニティに配慮した復興まちづくりを検討することが重要である。
（３）産業・経済の復興	● 対象区域には、限られた店舗が立地しているが、津波浸水想定区域内に位置している。地域住民の生活を支えるためにも、復旧・復興を図ることが必要である。 ● 津波によって甚大な被害が想定される漁業集落であり、生業の維持に向け、早期の漁港・漁業施設の復旧が重要である。
（４）安全・安心な地域づくり	● Ｌ１津波堤防の整備に当たっては、漁業者の意向等も踏まえながら検討していく必要がある。 ● 地域の伝統行事である、●●祭りは、地域住民の誇りとなっており、大規模災害が発生したとしても継続が図れるように備える必要がある。
（５）その他	● （地域独自の特徴的な事前復興まちづくりに向けた課題）

第3章 復興の基本理念、目標

POINT

- 復興ビジョンで示した行政区域全体の基本理念等との整合を図るとともに、地域の特徴を踏まえた検討を行う。

1. 復興の基本理念、目標

大規模災害が発生した後の復興の基本理念を検討しましょう。

ガイドライン P66 (P51, P52) 参照

POINT

- 地域住民が誇りや愛着を感じることができるキーワード等を盛り込むように努める。
- 基本理念、目標等の設定に当たっては、地域ワークショップ等で議論するなど、多様な意見を踏まえて、地域特性に適した表現とする。
- 大規模災害が発生して、壊滅的な被害を受ける可能性を踏まえた上で、復興をイメージさせる力強いフレーズを検討する。

【記載例】

いかなる大規模災害が発生しようとも、「住民の生命・財産」を守り抜くため、

未来に引き継げる「災害に強い△△地域」の実現

を事前復興の基本理念とする。

(1) すまいの再建：地域住民が愛着あるすまいの場を取り戻す

大規模災害が発生し、避難生活や応急期の一時的なすまいとして、他の地域で暮らすことになったとしても、△△地域に戻りたいと思う住民全てが、戻ることができるまちづくりをめざす。

(2) 暮らしの再建：…

…

2. 対象区域における復興まちづくりの方針

基本目標に基づく施策の体系を検討した上で、分野別の復興まちづくりの方針を記載しましょう。

以下の検討項目を参考にしながら、それぞれの地域において必要な項目の具体的な方針を整理しましょう。

なお、全ての項目の方針を整理する必要はありません。地域の特徴や復興時の役割等を踏まえて、必要な方針等の整理を行いましょう。

ガイドライン P66 参照

POINT

- 対象区域の特性等に応じた分野別の復興方針として、「すまいの再建」、「暮らしの再建」、「産業・経済の復興」、「安全・安心な地域づくり」等の観点から、大規模災害が発生した状況を想定した上で、復興へ向けた方針を整理する。
- 地域ワークショップ等の意見を踏まえ、地域ならではの具体的な復興まちづくりの方針を検討する。

参考:検討項目(一例)

復興ビジョンでの 検討項目(一例)		事前復興まちづくりでの検討項目(一例)
(1)すまいの再建		
応急的な住宅の確保に向けた検討		● 応急仮設住宅の必要戸数の目安(住民アンケートや地域ワークショップ等で確認) ● 具体的な建設型応急住宅の建設候補地の抽出 ● 応急仮設住宅が不足する場合の確保に向けた方策(民有地の利用、他地域等との連携等)
安全の確保を前提とした恒久的な住宅再建に向けた検討		● 地域内で再建を行う世帯数の目安(住民アンケートや地域ワークショップ等で確認) ● 安全・安心なすまいの再建の場の検討 ● すまいの再建に向けた事業手法の検討
(2)暮らしの再建		
保健・医療・福祉サービスの維持・再建に向けた検討		● 地域内にある保健・医療・福祉サービス等の被災のおそれの確認 ● 市町村全体での保健・医療・福祉サービスの維持・再建に向けた取組との整合を図りながら、地域で再建を図るべき施設・サービス等の検討
子育て・教育環境の維持・再建に向けた検討		● 地域内にある子育て・教育環境等の被災のおそれの確認 ● 市町村全体での子育て・教育環境の維持・再建に向けた取

復興ビジョンでの 検討項目(一例)		事前復興まちづくりでの検討項目(一例)
		組との整合を図りながら、地域で再建を図るべき施設等の検討
(3)産業・経済の復興		
	被災事業者の適切な支援に向けた検討	● 市町村全体の被災者支援の取組との整合を図りながら、地域の事業者が事業継続を図るために必要な取組等の検討
	商工業の再建に向けた検討	● 地域内にある商工業施設等の被災のおそれの確認 ● 市町村全体での商工業・雇用の維持・再建に向けた取組との整合を図りながら、地域で再建を図るべき施設等の検討 ● 住民の生活の場と密接であるスーパーや商店等の商業施設の再建に向けた検討 ● 災害危険区域の指定等に伴い、居住の制限が行われる土地の利活用方法の検討
	一次産業の再建に向けた検討	● 地域内にある一次産業の産業基盤の被災のおそれの確認 ● 市町村全体での一次産業の維持・再建に向けた取組との整合を図りながら、地域で再建を図るべき施設等の検討 ● すまいと生業が密接な関係にある一次産業の再建に向けた検討 ● 担い手不足等の課題の解決につながる対策の検討
(4)安全・安心な地域づくり		
	公共土木施設の早期復旧・復興に向けた検討	● 防潮堤や河川堤防等の整備のあり方等の検討 ● すまいの再建の場とあわせた復興まちづくりに必要な公共土木施設のあり方の検討
	ライフラインの早期復旧・復興に向けた検討	● 応急期等においてもライフラインが早期に確保できる体制等の検討 ● すまいの再建の場とあわせた復興まちづくりに必要なライフラインのあり方の検討
(5)その他		
	地域で守り続けるべき資源等の検討	● 地域の伝統や文化、住民が愛着を持つ施設・資源等の被災のおそれの確認 ● 大規模災害が発生しても、施設や資源等を守る、又は、早期に再建を図る方法等の検討

第4章 復興イメージ

市町村全域等の復興イメージを踏まえながら、応急期および復興期のイメージを記載しましょう。

POINT

- 地域住民等に対して、復興まちづくりのイメージをわかりやすく伝えるために、復興イメージ図等を作成する。
- 復興事業において想定される活用可能な事業(防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、漁業集落環境整備事業等)の想定を行う。

1. 地域の具体的な復興パターン

大規模災害からの復興イメージとして、安全・安心なすまいの場、主要公共施設、商業・業務機能、道路・公共交通等の配置を示すイメージ図等を作成しましょう。

※次ページ以降の検討イメージを参考

ガイドライン P67～69 参照

2. 断面イメージ

防潮堤の整備や安全な高台等でのすまいの確保等の方針に基づく断面イメージ図を作成しましょう。

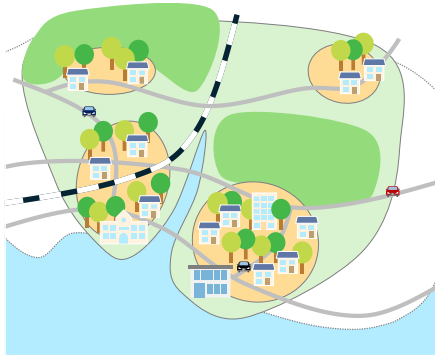
作成に当たっては、「徳島県事前復興計画策定ガイドライン 第3章 2 (4)地形等に応じた復興パターン」を参照し、地域の状況に応じて調整等を行いましょう。

ガイドライン P69, P26～36 参照

■現状、将来の都市構造

現況にて整理した、土地利用状況や今後の土地利用方針(以下計画などを参照)を確認

- 現況の土地利用
- 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画

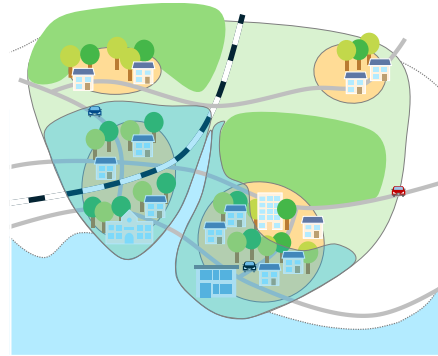


■被災直後のまちの状況

想定される被害として、主要な公共施設や産業基盤等の被災状況を確認

必要に応じて、課題の整理に反映

- 津波浸水想定区域と都市施設等の重ね合わせ図



■応急期のイメージ

津波で甚大な被害を受けることが想定される地域では、地域内周辺の安全な場所での応急仮設住宅の確保を行うとともに、商業・業務、公共施設等の機能維持を検討



(主な検討の視点)

- ・安全な住民のすまい、生活に必要な機能の確保
- ・災害廃棄物仮置き場等の土地を確保
- ・公有地だけで応急仮設住宅の確保が困難な場合は、民有地の活用を検討
- ・自市町村だけで対応が困難な場合は、周辺市町村との連携等を検討
- ・道路や鉄道等の再建の在り方も含めた検討 等



応急期と復興期の整合・調整

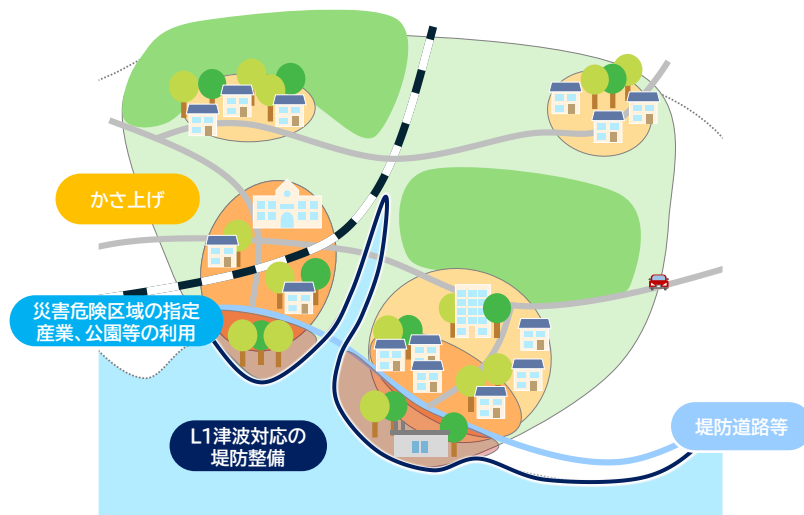
■復興期のイメージ

安全な生活の場の確保をはじめ、地域が今後も持続的に発展を図っていくことができる都市構造の検討

安全なすまいの確保に向け、かさ上げや高台移転、新市街地整備等の方法を検討

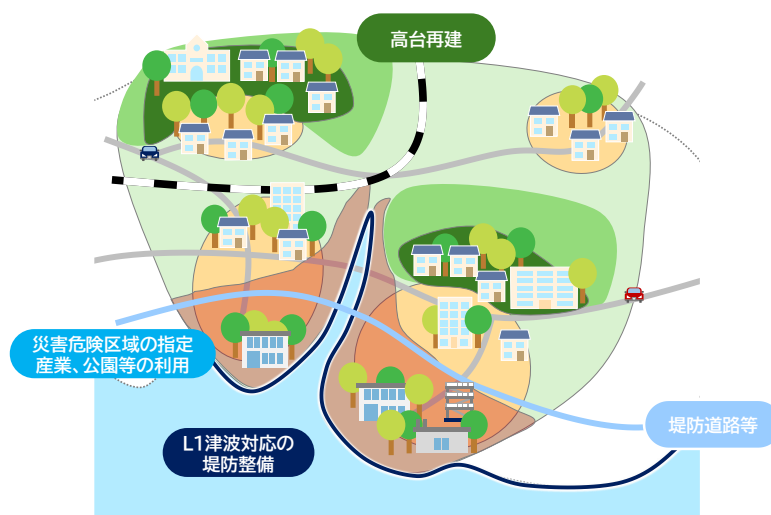
【対策の一例 ①かさ上げ】

- ・ L1津波対応の防潮堤等の整備により、L2津波浸水被害の低減を図ったうえで、かさ上げ整備を行い、浸水被害を受けない地域でのすまいの再建。
- ・ 土地区画整理事業等の活用が想定され、安全が確保できない範囲は、居住制限地域の指定を検討。



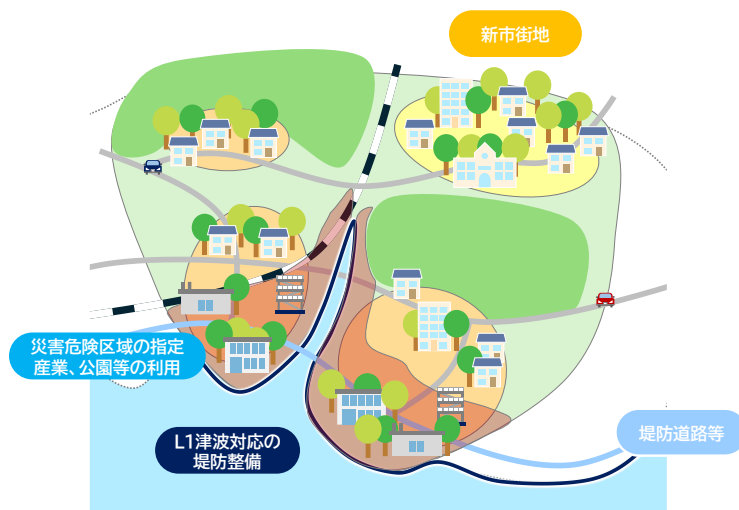
【対策の一例 ②高台移転】

- ・ L1津波対応の防潮堤等の整備により、津波浸水被害の低減を図ったうえで、背後地等に高台を造成し、浸水被害を受けない地域でのすまいの再建。
- ・ 防災集団移転促進事業等の活用が想定され、移転元地は災害危険区域に指定。



【対策の一例 ③新市街地整備】

- ・ 甚大な被害が想定されるエリアで、地域全体がまとまって、新たな市街地・集落等に移転するすまいの再建。
- ・ 防災集団移転促進事業等の活用が想定され、移転元地は災害危険区域に指定。



【記載例】

(1) 応急期のまちづくりイメージ

応急期では、復興まちづくりとの整合に配慮しながら、応急仮設住宅での暮らしとあわせたまちづくりを行う。

項目		応急期のすまいの確保の方針
1 応急期のすまいの確保		
	①地域内での応急仮設住宅の確保	● 地域内の■■公園のグラウンドや○○小学校跡地を活用し、建設型応急住宅の確保を図る。 ● ▲▲集落の耕作放棄地等の利用を見据え、地権者等に事前相談を行う。
	②市内他地域での応急仮設住宅の確保	● 地域内では応急仮設住宅の建設地が不足することが想定され、△△地域と連携した候補地を確保する。 ● 他地域での応急仮設住宅の確保の際には、地域コミュニティに配慮して、地域がまとまった移転を前提とする。
	③新たな建設候補地の確保	● 高規格道路の整備等によって生じる造成地等を活用した防災公園の整備などを検討し、新たな建設候補地の確保を図る。
2 都市機能等の維持		●
...		●

※方針とあわせたゾーニング図等を作成（先述の「応急期のイメージ」を参照）する。

(2) 復興期のまちづくりイメージ

持続発展する地域の実現に向け、以下のような復興まちづくりを目指す。

項目		応急期のすまいの確保の方針
1	安全・安心なすまいの確保	
	①中心部の再建	● ○○中心部は、かさ上げ等により安全性を確保した上で、地域の拠点となるエリアとしての復興を図る。 ● すまいの再建とあわせて、まちのにぎわいを形成する商業施設等の再建を図る。
	②背後地への高台移転	● △△地区の背後地の造成等による安全性を確保した上で、地域住民のすまいの場として復興を図る。
	③…	●
2	暮らしを支える各種機能の再建	●
…		●

※方針とあわせたゾーニング図等を作成（先述の「復興期のイメージ」を参照）する。

第5章 目標を実現するために必要な施策・事業

「第1編 復興ビジョン 第6章 目標を実現するために必要な施策・事業」の整理との整合を図りながら、それぞれの地域で復興事前準備として取り組むべき施策・事業を整理しましょう。

ガイドライン P70, P97～104 参照

POINT

- 上述までの検討を通じて、「大規模災害が発生したとしても、迅速かつ適切な復興の実現に寄与する取組」や「現在の防災・減災対策等に寄与する取組」等、復興事前準備として取り組むべき施策・事業を整理する。
- 検討に当たっては、以下のような視点で、地域において必要な事項や重点的に取り組むべき事項等を明確にする。
 - 地域ワークショップ等で住民の関心が高かった取組
 - 地域の特性に適した取組や先導的な取組
 - 地域住民の命を守り、命をつなぐことに効果的な取組
 - 現在のまちづくりに貢献できる取組
- 復興ビジョンや復興プロセスの検討を通じて、まとめて整理を行うことも考えられる。

【記載例】

復興事前準備として、以下のような施策・事業の推進を図る。

① 応急仮設住宅の建設候補地の確保

対象区域内には、応急仮設住宅として活用可能な候補地が、■■公園のグラウンドと○○小学校跡地に限られており、大幅な不足が想定される。

そのため、地域ワークショップで候補地としてあげられた民有地の所有者等への事前相談を実施する。

② ○○こども園の事前の高台移転の検討

地域の宝である子どもを育む場として、また、地域の様々な活動の拠点となっている○○こども園は、津波による甚大な被害が想定されるため、事前の高台移転を検討する。

③ 地域の伝統的行事の維持・活性化

地域住民が愛着を持っている●●祭りについては、担い手不足等の課題を有しているが、その継続を図る。多様な世代や他地域との交流機会として、地域コミュニティや地域防災力の向上につなげていく。

第3編 復興プロセス

第1章 復興プロセスの概要

1. 復興プロセスの概要

迅速かつ適切な被災者支援や復興施策・復興事業等に取り組むための手続等を示すものとして、主に、行政職員を対象とした計画であることを明確にしましょう。

市町村の業務継続計画や職員初動マニュアル等の策定状況を確認し、復興プロセスの位置づけを明確にしましょう。

ガイドライン P6, P7, P71 参照

POINT

- 主に、行政を対象とした計画であるが、関係機関との連携や住民との協働が不可欠であることを確認する。
- 自市町村における業務継続計画や職員初動マニュアルと、復興プロセスとの関連性や役割を整理する。

【記載例】

復興プロセスは、主に、大規模災害発生後に行政職員が取り組むべき手続等を整理し、迅速かつ適切な行動がとれるように備えるための計画である。

現在、〇〇市町村業務継続計画（BCP）を策定しているが、BCPが初動・応急対策期を主眼としているのに対し、本復興プロセスは、復旧から復興にかけて必要な取組を整理するものである。

これらの取組は、継続しているものであり、業務継続計画等との整合を図りながら検討する。



図 計画の位置づけ(作成事例)

2. 復興推進体制

(1) 庁内体制

復興等に係る業務の分野は、初動や応急対策期とは、必要となる人員バランスが変化することとなります。地域防災計画に示した災害対策本部の分掌事務等を基本としながら、柔軟かつ弾力的な対応が可能となるような庁内体制を整理しましょう。

ガイドライン P42, P43 参照

POINT

- 復興等に係る業務を効率的に進めていくため、「復興対策本部(仮称)」等の設置など、災害対策本部とは、異なる体制を検討する。
- 復興プロセスでは、主に、庁内の体制を検討する。
- 「第1編 復興ビジョン 第5章 復興体制」の検討とあわせて、まとめて整理を行うことも考えられる。

【記載例】

復興等に係る業務を効率的に実施していくため、「〇〇市町村復興対策本部」を設置する。

「〇〇市町村復興対策本部」の組織体制は、「災害対策本部」の業務分掌を基本としながら、以下のような構成を想定する。ただし、被災状況や復旧・復興の進捗状況に応じて、柔軟かつ弾力的な対応を図ることが可能な編成とする。

復興体制	構成員	主な役割
本部事務局	●●課	○総合調整
総務調整班	●●課、●●課	○復興計画の策定 ○広報・相談対応の実施 ○金融・財政面の措置 等
住宅再建支援班	●●課、●●課	○緊急の住宅確保 ○恒久住宅の供給・再建 等
生活再建支援班	●●課、●●課	○雇用の維持・確保 ○被災者への経済的支援 ○公的サービス等の回復 ○地域社会の維持・再生・育成 等
産業復興班	●●課、●●課	○情報収集・提供・相談 ○中小企業の再建 ○農林漁業の再建 等
インフラ復旧班	●●課、●●課	○公共土木施設等の災害復旧 ○安全・安心な市街地・公共施設整備 ○社会基盤施設の復興 等
廃棄物対策班	●●課、●●課	○災害廃棄物等の処理 等
...		

(2)関係機関との連携等

復興等に係る業務に関して、住民や地域、事業者などとの連携・協働のあり方を記載しましょう。

ガイドライン P42, P43 参照

POINT

- 迅速な復旧や着実な復興には、住民や地域、事業者など、様々な主体との連携・協働が不可欠であり、多様な主体の役割等を示す。

【記載例】

復興に係る業務は、関係機関や事業者・事業団体、外部支援者等との密な連携が重要であり、以下のような関係機関との連携体制を構築する。

	復興体制	主な関係機関
復興計画の策定	総務調整班	・●●大学、国、県
金融・財政面の緊急措置	総務調整班	・関係団体、金融機関、財務・会計関連システム運営事業者
...		

(3)復興協議会の設置

大規模災害からの復興を円滑かつ迅速に進めるため、大規模災害復興法に基づく「復興協議会」の設置を記載しましょう。

ガイドライン P43 参照

POINT

- 「大規模災害からの復興に関する法律」の第 11 条において、「復興協議会」の構成員として、以下が示されている。
 - ・特定被災市町村の長
 - ・特定被災都道府県の知事
 - ・国の関係行政機関の長
 - ・その他被災市町村長等が必要と認める者
 - ・学識経験を有する者(国土の利用及び土地利用、都市計画、農林水産等)

【記載例】

大規模災害が発生した際には、復興協議会の設置を行う。

構成	氏名	役職
特定被災市町村の長	〇〇 〇〇	〇〇市長
特定被災都道府県の長	〇〇 〇〇	徳島県知事
国の関係行政機関の長	〇〇 〇〇	国土交通省 四国地方整備局
国の関係行政機関の長	〇〇 〇〇	農林水産省 中国四国農政局
学識経験者（国土利用）	〇〇 〇〇	徳島大学 〇〇学部
学識経験者（都市計画）	〇〇 〇〇	阿南高等専門学校
学識経験者（農林水産）	〇〇 〇〇	徳島大学 〇〇学部
…		

第2章 復興プロセスの整理項目

復興プロセスとして検討する項目を整理しましょう。

ガイドライン P73～74 参照

POINT

- 徳島県事前復興計画策定ガイドラインや復旧・復興ハンドブック等を参考に項目を整理する。

【記載例】

復興プロセスとして、以下の項目を整理する。

		項目
①復興へ向けた条件整備		
	ア 復興に関連する応急対策	・被災状況等の把握 ・災害廃棄物等の処理
	イ 計画的復興へ向けた条件整備	・復興体制の整備 ・復興計画の策定 ・広報・相談対応の実施 ・金融・財政面の措置
②復興へ向けた分野別の対策		
	ア すまいの再建	・緊急の住宅確保 ・恒久住宅の供給・再建
	イ 暮らしの再建	・雇用の維持・確保 ・被災者への経済的支援 ・公的サービス等の回復 ・地域社会の維持・再生・育成
	ウ 産業・経済の再建	・情報収集・提供・相談 ・中小企業の再建 ・農林漁業の再建
	エ 安全・安心な地域づくり	・公共土木施設等の災害復旧 ・安全・安心な市街地・公共施設整備 ・社会基盤施設の復興
	オ その他	

第3章 復興へ向けた条件整備

POINT

- 「業務継続計画」等との継続も踏まえながら、復興に関連する応急対策や計画的復興へ向けた条件整備に関する項目を整理する。
- 業務項目に応じて、担当部局や復興のタイムライン等を明確にする。
- 整理の方法は、本ひな形を参考にしながら、市町村の担当者が使いやすい様式を検討する。

1. 復興に関連する応急対策

復興プロセスの基本項目を参考に、「被災状況等の把握」と「災害廃棄物等の処理」の取組の整理を行きましょう。

ガイドライン P78～79 参照

【記載例】

「被災状況等の把握」として、人的被害の把握、建築物被害の概要調査など「応急対応のための被害調査」や被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定など「二次的被害の拡大防止に関する調査」、また、災害救助法、被災者生活再建支援法など「法制度の適用に関する調査」や住家の被害認定調査、被災者生活実態調査など「すまいと暮らしの再建に関する調査」を行う。

「災害廃棄物等の処理」として、被災家屋の公費解体やアスベスト対策など「被災家屋の解体・堆積物の撤去」や災害廃棄物発生量の推計や仮置場の確保など「災害廃棄物等の処理」を行う。

参考：復興に関連する応急対策の復興プロセス（項目・手順） ※エクセル表として別途提供

項目		手順	役割分担	復興タイムライン										
					～3日	～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～6か月	～1年	～2年	～3年	～概ね10年
ア 復興に関連する応急対策														
(ア) 被災状況等の把握														
a	応急対応のための被害調査	被災者、遺族の生活支援や都市基盤施設等の早期復旧や二次災害防止などに向け、被災地域の概要を把握												
b	二次的被害の拡大防止に関する調査	二次的被害の拡大を防止するため、関連調査の実施												
c	法制度の適用に関する調査	対象となる費用の申請と、各種の補助など法制度の適用について、必要な情報の記録、申請書類の作成												
d	すまいと暮らしの再建に関する調査	被災者の生活再建支援の前提となる各種の基礎調査、罹災証明の交付												
(イ) 災害廃棄物等の処理														
a	被災家屋の解体・堆積物の撤去	公費による損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）												
b	災害廃棄物等の処理	災害廃棄物等の処理体制の構築を行い、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理を実施するため仮置場や処理施設等を確保												

2. 計画的復興へ向けた条件整備

復興プロセスの基本項目を参考に、「復興体制の整備」と「復興計画の策定」、「広報・相談対応の実施」、「金融・財政面の措置」の取組の整理を行いましょう。

ガイドライン P80～82 参照

【記載例】

復興対策を計画的かつ円滑に実施していくための「復興体制の整備」や「復興計画の策定」を行う。

復興に関する方針や施策等を分かりやすく速やかに住民等に広報するとともに、被災者からの相談にワンストップで応じるための「広報・相談対応」、また、各種融資制度の拡充・創設や予算編成などの「金融・財政面の措置」を行う。

参考：計画的復興へ向けた条件整備の復興プロセス（項目・手順） ※エクセル表として別途提供

項目	手順	役割分担	復興タイムライン										
			 ~3日	~1週間	~2週間	~1か月	~2か月	~6か月	~1年	~2年	~3年	~概ね10年	
イ 計画的復興へ向けた条件整備													
(ア) 復興体制の整備													
a	震災復興本部等の設置・運営	震災復興本部を設置（災害対策本部とは別組織）											
(イ) 復興計画の策定													
a	復興方針の策定	国が定める復興基本方針に即して、当該特定大規模災害からの復興のための施策に関する方針を定める											
b	復興計画の策定及び進捗管理	復興対策を迅速かつ効果的に実施していくため、県及び市町村はその基本となる復興計画を速やかに策定、進捗管理											
(ウ) 広報・相談対応の実施													
a	広報	復興に関する行政の方針や具体の施策等を住民に広報											
b	相談・各種申請の受付	行政が相談窓口を設け、被災者からの相談に応じる											
(エ) 金融・財政面の措置													
a	金融・財政面の緊急措置	既存金融制度による融資、既存制度の拡充と特別融資制度の創設を検討、各金融機関に対する円滑な融資及び貸付金の条件緩和などを要請 等											
b	復興財源の確保	復旧・復興事業にかかる財政援助措置、既存の国の補助事業・特例等を有効に活用											

第4章 復興へ向けた分野別の対策

POINT

- 「業務継続計画」等との継続も踏まえながら、復興に関連する応急対策や計画的復興へ向けた条件整備に関する項目を整理する。
- 業務項目に応じて、担当部局や復興のタイムライン等を明確にする。
- 整理の方法は、本ひな形を参考にしながら、市町村の担当者が使いやすい様式を検討する。

1. すまいの再建

復興プロセスの基本項目を参考に、「緊急の住宅確保」と「恒久住宅の供給・再建」の取組の整理を行いましょう。

ガイドライン P83～86 参照

【記載例】

被災住宅の応急修理対策、応急仮設住宅の供給計画や建設など「緊急の住宅確保」とあわせて、公営住宅の供給や再建など「恒久住宅の供給・再建」を行う。

参考：すまいの再建の復興プロセス（項目・手順） ※エクセル表として別途提供

項目	手順	役割分担		復興タイムライン									
				～3日	～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～6か月	～1年	～2年	～3年	～概ね10年
ア すまいの再建													
(ア) 緊急の住宅確保													
a	被災住宅の応急修理対策	被害を受けた住宅の応急修理											
b	一時提供住宅の供給	公営住宅等を災害時の一時使用住宅として提供											
c	応急的な住宅の供給計画の検討	災害発生直後において住宅被害戸数を把握し、避難所等での実態調査を勘案しながら応急的な住宅（一時提供住宅・応急仮設住宅）の必要戸数（概算）を算出											
d	応急仮設住宅の建設	応急的な供給計画に基づき応急仮設住宅を建設											
e	入居者の募集・選定と入居後のサポート	応急的な住宅の入居者の募集・選定を行い、避難者や暫定的な疎開者の入居を促進											
f	利用の長期化・解消への措置	応急的な住宅の利用が長期化する場合に必要な措置を実施											
(イ) 恒久住宅の供給・再建													
a	住宅供給に関する基本計画の作成	適切かつ計画的な住宅供給を行うために、住宅供給に関する基本計画を作成											
b	公営住宅の供給	自力で住宅を確保できない世帯に対しては、公営住宅の供給により住宅確保を支援											
c	住宅補修・再建資金の支援	被災者生活再建支援金の支給、住宅を再建するために必要な資金を貸し付けることによる住宅再建支援等											
d	既存不適格建築物対策	良好な住環境の形成と住宅再建のバランスを勘案しながら措置											
e	被災マンションの再建支援	被災したマンション等の再建に向けた支援											
f	その他各種対策	被災者の住宅確保を支援するために必要な各種措置											

2. 暮らしの再建

復興プロセスの基本項目を参考に、「雇用の維持・確保」と「被災者への経済的支援」、「公的サービス等の回復」、「地域社会の維持・再生・育成」の取組の整理を行いましょう。

ガイドライン P87～90 参照

【記載例】

雇用状況の調査や被災離職者の生活・再就職支援など「雇用の維持・確保」を行う。

災害弔慰金、災害障害見舞金、地方税の減免、義援金など「被災者への経済的支援」を行う。

公共施設の復旧、医療・保健対策、学校の再開、ボランティア・NPO等多様な主体との連携など「公的サービス等の回復」を行う。

地域コミュニティの維持・再生・育成、地域対応力の充実・強化など「地域社会の維持・再生・育成」を行う。

参考：暮らしの再建の復興プロセス（項目・手順） ※エクセル表として別途提供

項目	手順	役割分担	復興タイムライン									
			～3日	～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～6か月	～1年	～2年	～3年	～概ね10年
イ 暮らしの再建												
(ア) 雇用の維持・確保												
a	雇用状況の調査	被災後に迅速に雇用状況調査を行うとともに、その後も定期的に雇用状況を把握										
b	雇用の維持	雇用調整助成金の活用等により被災事業所等の雇用の維持										
c	被災離職者の生活・再就職支援	生活の安定化をもたらすための経済的支援の実施の検討、再就職あっ旋などの支援										
(イ) 被災者への経済的支援												
a	給付金等	災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸付、生活福祉資金の貸付等										
b	各種減免猶予等	地方税の減免、徴収猶予・期限の延長や、公共料金の減免措置などの検討										
c	義援金	義援金の公平かつ公正な方法で、適切な時期に配分										
(ウ) 公的サービス等の回復												
a	公共施設の復旧	各種証明の発行などの事務、医療・保健、教育等の公的なサービスに関して、関連公共施設の早期復旧やその機能維持										
b	医療・保健対策	医療・保健対策の維持										
c	福祉対策・要配慮者支援対策	高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等の要配慮者に配慮した災害応急対策										
d	メンタルヘルスクアの充実	被災者の健康回復・精神的な安定を図るために、健康管理や精神的ケア										
e	学校の再開	被災した児童・生徒への教育の確保、教育の場の確保、授業料の減免や教科書等の供与等の支援策を検討										
f	ボランティア・NPO等多様な主体との連携	被災者の各種ニーズに対応できる柔軟な体制作り										
(エ) 地域社会の維持・再生・育成												
a	地域コミュニティの維持・再生・育成	地域コミュニティをはじめとする人とのつながりを維持、再生										
b	地域対応力の充実・強化	地域防災力の中核を担う消防団と自主防災組織の充実と強化										
c	文化財等への対応	文化・社会教育施設、文化財の早期復旧										
d	地域の郷土文化の継承	地域の誇り及び象徴となる郷土文化の保存、継承、活性化										
e	災害記憶（遺産）の継承	災害記憶（遺産）として、災害からの教訓を未来に残す										

3. 産業・経済の再建

復興プロセスの基本項目を参考に、「情報収集・提供・相談」と「中小企業の再建」、「農林漁業の再建」の取組の整理を行いましょう。

ガイドライン P91～92 参照

【記載例】

産業・経済の復興を図るため、被災事業者の再建のための資金需要の把握や各種融資制度の周知・経営相談など「情報収集・提供・相談」を行う。

再建資金の貸付、観光振興、農林漁業基盤の再建など「中小企業の再建」及び「農林漁業の再建」を行う。

参考：産業・経済の再建の復興プロセス（項目・手順） ※エクセル表として別途提供

項目		手順	役割分担	復興タイムライン									
				～3日	～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～6か月	～1年	～2年	～3年	～概ね10年
ウ 産業・経済の再建													
(ア) 情報収集・提供・相談													
a	資金需要の把握	直接被害又は間接被害を受けている被災事業者及び被災額に関する調査、再建のための資金需要等を把握											
b	各種融資制度の周知・経営相談	国、県、各種金融機関等の行う融資制度についての情報を事業者や各種団体に周知、活用促進											
c	物流の安定・取引等のあつ旋等	利用可能な物流ルートに関する情報を提供し、販売・流通経路の回復											
(イ) 中小企業の再建													
a	再建資金の貸付等	現行制度資金の円滑な活用、緊急資金制度の創設などにより自力再開・再建を支援											
b	事業の場の確保	事業の場の確保を支援											
c	観光振興	各種観光施設の早期再建、新たな観光資源の開発や観光誘致											
(ウ) 農林漁業の再建													
a	再建資金の貸付等	農地等の再建や生産力の回復、経営の安定を図るため、低利の資金を融通											
b	農林漁業基盤等の再建	災害復旧事業等により、被災した農林水産業施設の復旧・再建施策											

4. 安全・安心な地域づくり

復興プロセスの基本項目を参考に、「公共土木施設等の災害復旧」と「安全・安心な市街地・公共施設整備」、「社会基盤施設の復興」の取組の整理を行いましょう。

ガイドライン P93～96 参照

【記載例】

災害復旧、土砂災害対策など「公共土木施設等の災害復旧」を行う。

都市復興基本方針の策定、災害危険区域の設定、宅地・公共施設の高台移転など「安全・安心な市街地・公共施設整備」とともに、道路・ライフライン施設の復興など「社会基盤施設の復興」を行う。

参考：安全・安心な地域づくりの復興プロセス（項目・手順） ※エクセル表として別途提供

項目	手順	役割分担	復興タイムライン									
			～3日	～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～6か月	～1年	～2年	～3年	～概ね10年
Ⅰ 安全・安心な地域づくり												
(ア) 公共土木施設等の災害復旧												
a	災害復旧	被害状況の調査、激甚災害指定の検討、災害査定等、災害復旧										
b	土砂災害対策	砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備										
c	山地災害対策	被災箇所の早期復旧と、再度災害の発生を防止するための治山施設の整備										
d	洪水対策	河川管理施設の災害復旧や再度災害防止、ハード・ソフト一体となった対策										
e	津波・高潮対策	海岸や河川における高潮対策施設の整備										
f	防災活動体制の強化	被害を軽減するため、施設管理、観測、避難等のソフト面の対策										
(イ) 安全・安心な市街地・公共施設整備												
a	都市復興基本方針の策定等	都市計画区域において、市街地の面的整備、道路等基盤整備により災害に強い市街地の形成										
b	災害危険区域等の設定	災害危険区域等の設定による建物の建築制限や構造上の規制										
c	宅地・公共施設の移転・高上げ	防災集団移転促進事業やがけ地近接等危険住宅移転事業等による安全な地域への移転										
(ウ) 社会基盤施設の復興												
a	道路・交通基盤の復興	道路及び交通基盤の復旧、耐震性の強化										
b	ライフライン施設の復興	ライフライン施設の機能回復、復旧・復興事業										
c	物流基地・港湾・空港の復興	港湾や空港、その他流通施設の復旧・復興事業										
d	公園・緑地等の復興	公園・緑地の復旧事業、公園・緑地のネットワーク化による市街地の防災性の向上										

5. その他

市町村の特性や課題等を踏まえて、「すまいの再建」、「暮らしの再建」、「産業・経済の再建」、「安全・安心な地域づくり」の分野以外の項目の追加を検討しましょう。

第5章 事前復興として必要な施策・事業

「第1編 復興ビジョン 第6章 目標を実現するために必要な施策・事業」と「第2編 事前復興まちづくり計画 第5章 目標を実現するために必要な施策・事業」の整理との整合を図りながら、復興事前準備として取り組むべき施策・事業を整理しましょう。

ガイドライン P97～104 参照

POINT

- 大規模災害からの迅速な復旧や、着実な復興には、被災後の取組はもとより、平時における事前の準備や実践が極めて重要である。復興プロセスの検討を通じて、今、できることを検討し、復興事前準備(ハード・ソフト)について整理する。
- 取組内容については、短期、中期、長期の目標を設定することで、計画的な推進を図る。
- 復興ビジョンや復興プロセスの検討を通じて、まとめて整理を行うことも考えられる。

【記載例】

南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震等の大規模災害が発生したとしても、迅速かつ適切に復興業務等に対応するための備えとして、以下のような施策・事業を推進する。

① 応急仮設住宅の建設候補地の確保

応急仮設住宅の建設場所は、一定規模の土地の確保が必要であり、公園や広場、学校跡地などのリスト化を図る。

② 地籍調査の推進

被災地における迅速かつ適切な復旧・復興事業の実施に向け、地籍調査の推進を図る。

③ 事前復興に関する訓練の実施

復興まちづくりトレーニングなど、職員一人ひとりの復興まちづくりに関する意識高揚に向けた訓練を実施する。

第4編 復興事前準備

第1章 復興事前準備

復興ビジョン、事前復興まちづくり、復興プロセスで検討した復興事前準備として取り組むべき施策・事業の整理を行うことを検討しましょう。

ガイドライン P97～104 参照

POINT

- 復興ビジョン、事前復興まちづくり、復興プロセスの各編で検討した目標を実現するために必要な施策・事業等を計画的に推進していくため、復興事前準備としてとりまとめ、実施スケジュールや役割分担等を明確にする。

【記載例】

復興ビジョン、事前復興まちづくり、復興プロセスで検討した事前準備として取り組むべき施策・事業を以下のように整理する。

柱	復興方針	具体的施策	主な担当課	スケジュール		
				短期 (～3年)	中期 (～5年)	長期 (以降)
すまいの再建						
	方針1 緊急の住宅確保					
		①緊急の住宅確保				
		○応急修理等の制度の理解	危機管理課、建築住宅課			
		○各種団体・協会等との連携	建築住宅課			
		…	…			
		②建設型応急住宅の確保				
		○建設候補地のリスト作成	建設課、危機管理課			
		○民有地の建設候補地の抽出	建設課、危機管理課			
		…	…			
	方針2 恒久住宅の供給・再建					
		①事前復興まちづくり計画の策定				
		○事前復興まちづくり計画の策定	危機管理課、都市計画課			
		…	…			

第5編 計画の進捗管理

第1章 計画の進捗管理と定期的な見直し

復興ビジョン、事前復興まちづくり、復興プロセスで検討した復興事前準備として取り組むべき施策・事業の整理を行うことを検討しましょう。

ガイドライン P105 参照

POINT

- 事前復興計画は、大規模災害が発生するその時まで、随時、見直しをしていく必要があることを理解しましょう。

【記載例】

事前復興計画は、大規模災害が発生するその時まで、随時、見直しをしていく必要がある。明日、被災したら、どのような復興まちづくりを考えるのかということを繰り返すことが重要である。

そのため、事前復興計画に基づく復興訓練や復興研修等を実施し、計画の妥当性等を随時、確認し、必要な見直しを行うこととする。



図 事前復興計画のPDCAサイクル

第2章 大規模災害発生後の運用

大規模災害が発生した際の、復興ビジョン、事前復興まちづくり、復興プロセスの役割を整理しましょう。

ガイドライン P5～7, P106 参照

POINT

- 復興ビジョン、事前復興まちづくりに基づき、復興計画や復興に係る事業等の検討を行うこととなる。また、復興プロセスに基づき、復興に係る業務や手続き等を計画的に進める。

【記載例】

大規模災害が発生し、法に基づく復興計画の策定を行う際には、復興ビジョンや事前復興計画を基本に、復興計画を策定する。

なお、復興計画及び事前復興計画は、甚大な被害を前提とした復興まちづくりの姿等を検討しており、被害の様相や被災者の状況等を踏まえる。

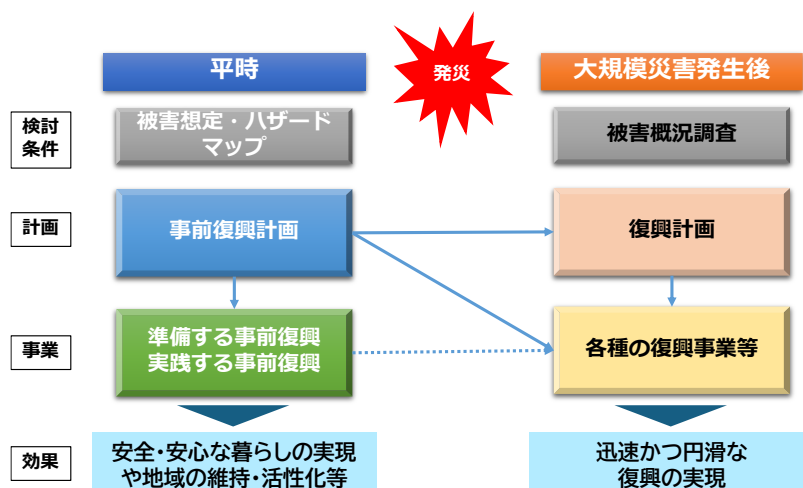


図 大規模災害発生後の運用

具体的な復興計画の策定に当たっては、以下のような流れを想定する。

(1)復興計画の策定に向けた体制の構築

「第1編 復興ビジョン 第5章 復興体制」と「第3編 復興プロセス 第1章 3. 復興推進体制」等に基づき、復興計画の策定を行う庁内の検討体制の確立及び（仮称）復興協議会の組織化を図る。

（参考：法第11条に示された復興協議会の構成員）

- ・ 特定被災市町村の長

- ・特定被災都道府県の知事
- ・国の関係行政機関の長
- ・その他被災市町村長等が必要と認める者
- ・学識経験を有する者（国土の利用及び土地利用、都市計画、農林水産等）

(2)事前復興計画の考え方の確認

被災状況等の調査結果を踏まえた上で、事前復興計画の復興ビジョンや事前復興まちづくり計画で検討した基本理念や基本目標、土地利用に関する基本方針等の方向性に問題がないかの確認を行う。

また、(仮称)復興協議会による議論をはじめ、住民の再建意向に関する調査や地域まちづくりワークショップ等の住民意向の把握等を通じて、事前復興計画で検討を進めてきたことに反映すべき事項等を確認する。

(3)△△市町村復興計画の策定

事前復興計画で検討した基本理念や基本目標等、実際に災害が発生した後の被災者・被災地の状況等に応じて、市町村復興計画の策定を行う。

復興計画に記載が必要な事項（法第10条第2項）	復興計画の作成方針
①復興計画の区域	・復興計画の区域は、市町村全域を基本とする。
②復興計画の目標	・復興ビジョンや事前復興まちづくり計画で検討した、「復興の基本理念、目標」等を基本に、被災状況や住民意向等を反映させる。
③当該特定被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項	・対象区域の現状等で整理した人口動向・将来の見通しを整理する。必要に応じて、住民の再建に関する意向調査等の結果を反映する。 ・復興ビジョンで検討した「土地利用に関する基本方針」を基本に、被災状況や住民意向等を反映させる。
④目標を達成するために必要な次に掲げる事業に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項	・復興ビジョン・事前復興計画・復興プロセスで検討した「必要な施策・事業」等を参考にしながら、被災地や被災者の状況等を踏まえて検討する。
⑤復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項	・地域まちづくりワークショップ等の開催を通じて、住民が求める施策・事業等の把握に努める。

復興計画に記載が必要な事項（法第10条第2項）	復興計画の作成方針
⑥復興計画の期間	被災の状況等に応じて復興計画の期間は異なるが、復興事前準備（第4編 第1章 1）の検討等を参考に、スケジュールや役割分担等を明確にする。
⑦その他復興整備事業の実施に関し必要な事項	被災地や被災者の状況等を踏まえて、必要な施策・事業等を検討する。

参考資料

市町村の事前復興計画の策定事例	
	■愛媛県西予市事前復興計画 https://www.city.seiyo.ehime.jp/kakuka/soumu/kiki_kanri/13927.html
	■高知県香南市事前復興計画 https://www.city.kochi-konan.lg.jp/material/files/group/3/2222_10.pdf
	■和歌山県和歌山市事前復興計画 https://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/bousai_bouhan_koutsu/1000032/1036580/1036581/1052754.html
	■和歌山県海南市事前復興計画 https://www.city.kainan.lg.jp/kakubusho/soumubu/kikikanrika/kikikanrishitsutorikumi/keikaku/kainanshijizenfukkoukeikaku/5151.html
	■和歌山県田辺市事前復興計画 https://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/jizenhukkou.html
	■和歌山県みなべ町事前復興計画 https://www.town.minabe.lg.jp/bousai/05/2023053100013.html
	■静岡県富士市事前都市復興計画 https://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/c1201/fmervo0000012vzc.html
	■静岡県下田市事前復興まちづくり計画 https://www.city.shimoda.shizuoka.jp/category/010000bouhan_bousai/156950.html

国のガイドライン	
	■事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（国土交通省） https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000066.html

大規模災害後の復興計画の事例（東日本大震災）	
	■宮城県気仙沼市震災復興計画 https://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s019/010/050/010/1389054300072.html
	■宮城県岩沼市震災復興計画 他 https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/bosai/fukko/suishin/
	■宮城県女川町復興計画 他 https://www.town.onagawa.miyagi.jp/archive/plan/index.html
	■岩手県釜石市復興まちづくり基本計画 他 https://www.city.kamaishi.iwate.jp/category/bunya/fukko/keikaku/
	■岩手県山田町復興計画 https://www.town.yamada.iwate.jp/docs/196.html

大規模災害後の復興計画の事例（能登半島地震）	
	■石川県輪島市復興まちづくり計画 https://www.city.wajima.ishikawa.jp/docs/2025021400019/
	■石川県志賀町令和6年能登半島地震復興計画 https://www.town.shika.lg.jp/zaisei/policy_plan/shikatown_hukkoukeikaku.html